

令和 8 年 第 1 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 8 年 2 月 27 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 8 年 3 月 9 日 午前 10 時 00 分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和 8 年 3 月 9 日 午後 4 時 38 分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	太 田 政 信	出	9 番	山 口 虎 太 郎	出
	2 番	團 隆 則	出	10 番	宮 崎 良 平	出
	3 番	水 山 洋 輔	出	11 番	川 内 聖 二	出
	4 番	大 串 友 則	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	古 川 英 子	出	13 番	辻 浩 一	出
	6 番	阿 部 愛 子	出	14 番	芦 塚 典 子	出
	7 番	諸 上 栄 大	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	諸 井 義 人	出	16 番	田 中 政 司	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	山 口 卓 也	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統括保健師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	山 口 貴 行
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	馬 郡 裕 美
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	中 村 忠太郎
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	岩 吉 栄 治
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	志 田 文 彦
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長		建 設 課 長	
	観光戦略統括監		新幹線・まちづくり課長	馬 場 孝 宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	津 山 光 朗	環境下水道課長	
	財 政 課 長		教育総務課長	
	税 務 課 長	三 根 伸 二	学校教育課長	
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	企画政策課参事	奥 山 博 一	監査委員事務局長	
	広報・広聴課長	松 尾 良 孝	農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	太 田 長 寿	

令和 8 年第 1 回嬉野市議会定例会議事日程

令和 8 年 3 月 9 日（月）

本会議第 2 日目

午前10時 開 議

- 日程第 1 議案第21号 嬉野市監査委員の選任について
- 日程第 2 議案第22号 嬉野市副市長の選任について
- 日程第 3 議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 嬉野市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 議案質疑
- 議案第 4 号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 9 号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第10号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 令和 7 年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第12号 令和 7 年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第13号 令和 7 年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第14号 令和 8 年度嬉野市一般会計予算
- 議案第15号 令和 8 年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 令和 8 年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和 8 年度嬉野市下水道事業会計予算
- 議案第18号 財産貸付料の減額免除について
- 議案第19号 財産の無償貸付について
- 議案第20号 権利の放棄について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第21号 嬉野市監査委員の選任について
- 議案第22号 嬉野市副市長の選任について
- 議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、追加議案の上程を行います。

本日、市長から、議案第21号 嬉野市監査委員の選任についてから、議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任についてまでの3件が追加議案として提出され、これにより、議会運営委員会が開催されまして、いずれも上程することと決定されました。

日程第1．議案第21号 嬉野市監査委員の選任について及び日程第3．議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任についてまでの3件の追加議案を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

皆さんおはようございます。本日、本定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回、追加提案につきましては、人事案件2件の追加議案をお願いするものでございます。

まず、議案第21号 嬉野市監査委員の選任について申し上げます。

三根清和監査委員の任期が令和8年3月23日をもって満了となりますので、後任として、山本伸也氏を監査委員に選任したいと思っております。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

山本氏は、嬉野町井手川内区に居住され、昭和40年12月1日生まれの60歳でございます。専門学校を卒業後、民間の会計事務所に勤務をされ、平成2年4月に嬉野町役場に奉職され、合併後の嬉野市役所で令和6年12月まで勤務をされており、会計管理者や教育部長を歴任されております。このほかの経歴等については別添資料のとおりでございます。

会計事務所や長年の行政経験に加え、人格高潔にして自治体財務に精通され、優れた識見をお持ちであり、監査委員として誠にふさわしい人物でございます。ぜひ、議員の皆様の御同意をお願い申し上げます。

御同意いただければ、任期は、地方自治法第197条の規定により、令和8年3月24日からの4年間となります。

次に、議案第22号 嬉野市副市長の選任について申し上げます。

早瀬宏範副市長が、令和8年3月31日で任期満了となりますので、後任として、萩尾友明氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

萩尾氏は、昭和54年2月28日生まれの47歳でございます。熊本大学を卒業後、民間企業の勤務を経て、平成15年4月に佐賀県庁に入庁され、現在、佐賀県庁産業労働部産業グリーン

化推進グループ推進監をされております。経歴等については、別添資料のとおりでございます。

20年以上の県庁勤務で、地方自治に関する豊富な知識や経験があり、市役所の活性化や、本市と佐賀県の連携に御尽力いただけるものと思っております。

御同意いただければ、令和8年4月1日から4年間の任期となります。

次に、議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現在、嬉野市固定資産評価員は、早瀬副市長が務めておりますが、副市長の任期満了に伴い同職を辞職いたしますので、後任に、新副市長として御提案しております萩尾友明氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、固定資産評価員に任期はございません。

以上、簡単ではございますが、このたびの追加議案の概要説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今議会中にもう1件の追加議案を予定しておりますので、併せてお願いを申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第21号から議案第23号までの3件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第23号までの3件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第4．嬉野市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙は、指名推選の方法で行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙は、地方自治法第118条第2項の、議員に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとの規定により、指名推選で行います。

お諮りします。指名は議長が行うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をしました。

地方自治法第181条第2項及び第182条第2項の規定により、それぞれ4人です。

嬉野市選挙管理委員に、塩田町牛坂区、中島憲郎氏、塩田町南上区、山下仁美氏、嬉野町内野内野山区、久保二三子氏、嬉野町下宿、堤一男氏を指名します。

次に、選挙管理委員補充員に、嬉野町下岩屋一区、伊東博幸氏、嬉野町湯野田区、末永邦

昭氏、嬉野町市式浪区、江口常雄氏、塩田町布手区、峰松美佐子氏を指名します。

なお、補充員の順位は、指名の順序をもって順位とします。

日程第２．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について３回を超えることはできません。

なお、議案第21号から議案第23号までの３件については通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に質疑は３回を超えることはできませんので御注意ください。

それでは、議案第４号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてまで、一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第４号から議案第10号までの質疑を終わります。

次に、議案第11号 令和７年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

まず、２ページから５ページまでの第１表 歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出補正予算事項別明細書８ページから37ページまでの歳入について質疑を行います。

１款．市税、１項．市民税から４項．市町村たばこ税までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。

次に、５項．入湯税について質疑を行います。

事項別明細書12ページ、１目．入湯税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○３番（水山洋輔君）

それでは皆様おはようございます。

議案第11号 令和７年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）、予算書は12ページでございます。１目．入湯税、１節．現年課税分につきまして質問をさせていただきます。

まず、この減額理由をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

まずもってですけども、昨年、入湯税の増額を行っております。そのために、９月補正で大きく増額をいたしております。その時点では、６月末現在のデータしか実績がございませんでした。その先の客数については、前年の数字などを参考にして算定をしておりました。その後、実数とかが分かってきたわけですけども、まず、宿泊客ですが、特に夏場が想定よ

り少なかったことが理由の１つです。12月以降の冬につきましては、若干持ち直しをいたしましたが、7月から10月まで、想定よりも合計で8,000名ほど少ない状況でした。

次に、休憩の部分ですが、同様に夏場が想定より、8月から9月までですけど、2,000人平均で少なかったです。また、休憩につきましては、10月より課税免除の施設が出てまいりました。そのような理由から9月に増額補正をいたしましたが、今回の3月補正の精算で400万ほど減をしております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、課税免除の施設というところですけども、それは具体的にはどういう施設が当てはまるのかというのが1点と、先ほど詳細に御説明いただきましたけれども、入湯税を昨年10月から増額したところだというお話もありましたが、この入湯税の増額による因果関係というものがあるのかどうなのか。単純に今のお話だと夏場の利用者が減っただけだというふうには認識はできるんですけども、入湯税を上げたことでの影響というのはそんなにはないというふうに考えていいのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、入湯税の課税免除についてですけども、当初の入湯税の課税免除につきましては、嬉野市税条例の142条にございます。その第2項に、地域住民の福祉向上を図るため、市等が市民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者となっております。

嬉野市については、条件としてもう一つ、金額の入湯料450円未満というところを付け加えております。その2つが合致した場合は課税免除を認めるという話になります。

それと、因果関係というお話なんですけど、特にホテルとか、そういう宿泊施設のところから、そこでクレームがあったという情報はないので、そこはないものと考えております。

以上になります。（「そこは大丈夫です。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで、5項、入湯税の質疑を終わります。

以上で、歳入1款までの質疑を終わります。

次に、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税から16款、県支出金1項、県負担金ま

でについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで、歳入16款1項までの質疑を終わります。

次に、2項、県補助金について質疑を行います。

事項別明細書28ページ、4目、農林水産業費県補助金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは、2項の県補助金、4目1節の新基本計画実装・農業構造転換支援事業について質問をいたします。

この6億4,310万円、これは今現在で、国、県の内示等は受けているのかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

国の内示は、3月20日前後を予定されております。県においては、同様の予算を2月の定例会に上程をされております。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

分かりました。あとのことは歳出のほうで聞きますので、了解しました。

○議長（田中政司君）

これで、2項までの質疑を終わります。

次に、16款3項、委託金から17款、財産収入、2項、財産売払収入までの質疑を行います。質疑の通告はありません。

以上で、歳入17款までの質疑を終わります。

次に、18款、寄附金、1項、寄附金について質疑を行います。

事項別明細書33ページ、2目、総務費寄附金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。太田政信議員。

○1番（太田政信君）

議席番号1番、太田政信です。初めての議案質疑です。できるだけ分かりやすく意図を話すようにしておりますが、不慣れなこともあるかと思っておりますので、質問の仕方が間違っていたら申し訳ございません。

歳入33ページ、1項2目、総務費寄附金、1節、ふるさと応援寄附金についてです。当初

の寄附予定より5億円減になっていますが、広報PRなどはしていたのでしょうか。

○議長（田中政司君）

太田議員、この寄附金について3回までですけど、1、2としてますけど、一遍に聞かんでよかですか。

○1番（太田政信君）

じゃあ一遍に聞きます。

要因はトレンドの変化と御説明がありましたが、今後の改善策などは考えておられるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の寄附受入額の増大のためのPRにつきましては、そのような御質問でございますけれども、この後も複数の議員の方に質疑をいただいておりますので、ちょっと前提のほうお話しをさせていただきます。

昨今の自治体間での過剰な寄附獲得競争、また、本来の制度趣旨から逸脱する自治体が後を絶たないようなことを受けて、国の制度改正により、現在、大幅な制度規制とその厳格化が進められているというような現状がございます。このような状況下で、本市においても適正な寄附募集に合致させる運用をするために、広告掲出、広告を出す分の制限をしたり、経費5割以内ルールというのがありますけれども、この部分を堅持するために広告費用を削減したりと、大々的なPR活動の制限を余儀なくされている状況でございます。

その中でですけれども、募集ポータルサイトの拡充、またシティプロモーションに重点を置いた寄附の喚起、またリピーター獲得のための取組など、ふるさと応援寄附金のPRに努めているところでございます。

それと、2つ目の御質問です。国の制度では、返礼品はあくまでも寄附行為に対する謝礼の位置づけで、経費率の厳格化や返礼品を前面に出しての寄附誘導を禁止するなどというような規制により、大々的なPRやトレンドに合わせた特産品開発等による現状打開は非常に難しいような状況になっていると考えております。

このような中で、これまで堅持してきた本市ふるさと応援寄附金の運営方針を見直すというのが大前提となってはきますけれども、現在、返礼品として提供する商品は、基本的に市内事業者が取り扱うもののみに規定をしております。しかし、これを市外事業者にまで拡大したり、幅広い県産品の取扱いを可能とするなど、本市独自ルールを見直すことや、また、観光客などにふるさと納税の喚起ができる現地型ふるさと納税の導入など、こういったものを積極的に取り組んでいく必要があるのかなということで現時点では考えております。

以上でございます。

○1番（太田政信君）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、大串友則議員。

○4番（大串友則君）

私も同じところのふるさと応援寄附金の5億円の減額についてお伺いいたします。

1番目の件に関しては、もう理由分かったので取り下げさせていただきます。

2番目に、この減額により、本年度以降の事業計画や基金の積立てなどにどのような支障が出るのか、想定されるのか。また、この減額によって、市民生活に直結するサービスが削減されるおそれはないかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金ですけれども、ここ数年減少している状況下でありますけれども、これまで寄附増収していた時期に、本基金の充当事業としていた新規事業、取り組んだ新規事業や事業を拡大した事業等については、この減収により見直しも検討が必要ではないかということでは考えております。

市民生活に直結する事業への影響は極力避けなければいけないというような認識はございますけれども、必要に応じて優先順位をつけて検討していくものかなということで考えております。

政策的・財政的な部分もはらんでおりますので、ちょっとこれ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

このふるさと納税の寄附額が年々減少している傾向を見て、結構事業的に一般財源にも振り返られている、令和8年度の当初予算を見てても振り返られているわけですが、やっぱりふるさと応援寄附金という額が、嬉野市がどれくらいが一番今の妥当な金額なのかをちゃんと精査した上で、寄附額をあまり上に見らずに財政の計画をちゃんと立てていって、この金額が減っていることが財政的な圧迫にならないように、恒久的な財源にならないよう

な感じになってきているので、その辺の考え方もしていくべきではないかなと思いますが、そこら辺の考え方をお伺いしてよろしいですか。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

確かに、ふるさと応援寄附金というのは不確定な財源だと思っております。そういった意味でも、将来の財政計画等につきまして、しっかり検討しながら、市民サービス等が削減されないように、そういったところはしっかり財政計画を立てていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

次に、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も同じような質問を上げておりました。

1点だけ、先ほどの御答弁を踏まえた上で、返礼品の、嬉野市の場合は特にお肉が、佐賀牛が多いということでありますけれども、昨年度から聞いてた中で、他市町でも県産品ということで、佐賀牛が他市町のほうにも出ていると。それで寄附が分散しているというふうに、昨年度の予算の審議の際にもお話をいただきました。これは、令和7年度においても十分想定できたことではないかというふうには想像できますが、そういったのを踏まえた上で、市の返礼品の戦略というのは十分に、行われてはいると思うんですけれども、十分だったのかというところが1点お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の予算立て、あと収入については、昨今の制度改正により、非常に制限される部分も多く出てまいりましたので、差異が、差が生じるのは非常にちょっと予定が立てにくいというような状況でございます。そういった中で、戦略ということですが、令和7年度までは6年度と同等程度の寄附受入額ができるんじゃないかというような、ある程度佐賀牛の分散化についても落ち着くんじゃないかということでは考えてましたけれども、昨今の事情、内容を見てみますと、佐賀牛自体も比較的高級な食材というようなこともあって、日常品というようなことで、お肉に関しても、ほかの鶏肉、豚肉、そういった分に移行しているような状況もあるようです。

今後の戦略といたしましては、先ほどちょっとお話しをさせていただきましたように、本市としての方針について、少し見直しも検討する時期に来ているのかなというような部分で

は感じてますので、次年度、そういった議論を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで歳入18款までの質疑を終わります。

次に、19款、繰入金について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入19款までの質疑を終わります。

次に、21款、諸収入、5項、雑入について質疑を行います。

事項別明細書36ページ、1目、雑入について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、36ページの雑入で質疑をさせていただきます。

まずは、農業次世代人材投資資金償還金でございます。過年度分でございます。

まず、今回のこの資金の返還については、研修中と就農後の4年間の償還金というふうに考えていいでしょうか。

2点目に、認定新規就農制度において、青年等就農計画というものを市が認定するようになっていると思うんですけども、認定後の事業の状況ですとか、フォローアップはどのように行っていらっしゃるのでしょうか。

3点目に、新規就農者の廃業、離農により、これまでに国や県の補助事業、補助を活用した営農施設ですとか、設備等への補助もあったかと思いますが、そういったところの補助金の返還は発生しないのかお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、1点目ですけど、令和2年度に就農されており、営農開始後の令和3年1月から令和7年12月までの5か年分を給付予定でございましたが、今回、返還対象となるのは、既に交付している令和6年12月までの4か年分でございます。

2点目です。認定就農計画ということでございますけど、今回の対象者は令和2年度に就農されておりますが、就農後は半年ごとに面談し、就農状況報告を受けております。面談回数は、令和6年6月まで計7回でございますが、ほかにも当市職員や県職員、あとJA職員が圃場を随時巡回し、相談など対応してきたところでございます。

最後に、補助金の件でございますけど、今回の事案につきましては、当該給付資金以外に返還が生じる補助金等はありません。議員、施設等とおっしゃいましたけど、対象者のハ

ウスはＪＡが国庫事業で整備し、農家へリースする形になっております。今回、営農を中止されたことにより、リース契約が解除され、ハウスが空くこととなりますが、こちらのほうはＪＡがほかの就農者を探されて、ハウスは引き続き使用される予定でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○３番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、市としても半年に１回面談を行いながら、また県やＪＡとも連携をされて、連携というか行かれて相談を聞いていた、状況確認をしていたということですが、そういった状況を認識されてたよということですが、そこで、ＪＡとか県とか恐らく普及指導員さん等いらっしゃると思いますが、嬉野市と担当課との離農に至らないようにするための連携は取れていたんでしょうか。しっかりと下支え、相談体制はできていたと思うんですが、その相談体制の中において、そういった課題を把握されて、離農されないような支援の在り方の協議とかはあったんでしょうか。

それと、リースということでしたけれども、現状今、離農された方がまだリースをされている状況でしょうか。リース代等発生すると思うんですが、ＪＡに対してのリース代の支払い等は今後どのように、次の人が入ればいいんでしょうけど、入るまでの支払い等はどのようになってくるんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、この対象者と市の職員なり、県職員、ＪＡが話をした内容につきまして、こちらのほうは市のほうにももちろん共有をしております。報告を受けたところによりますと、やは営農に取り組む意欲が低下されたというふうに私のほうは感じております。

続きまして、リース代につきましては、こちらのほうもう既に解除されております。リースの貸先の農家さんが利用されたことによりまして、ＪＡにはリース代が現在のところ入っていないという状況でございます。この件に関しては、市の肩代わり等は今のところ考えておりません。

以上でございます。（「あとは大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。諸上議員、別々にでしょう。（「もう一遍によかです」と呼ぶ者あり）一遍によかですか。分かりました。

○7番（諸上栄大君）

それでは、36ページ、5項の1目、雑入の1節、雑入から2点お尋ねします。

まず、介護保険保険者努力支援交付金の253万4,000円及び福祉資金貸付事業の返還金76万4,000円。この増額と返戻金の金額の詳細説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

まず、1点目の介護保険保険者努力支援交付金の増額についての説明をいたします。

令和6年8月より、嬉野東部包括支援センターの介護支援専門員として入職をしました職員が、令和7年11月の研修を受講いたしまして、主任介護支援専門員の資格を取得することになり、嬉野東部地域包括支援センターの主任介護支援専門員が2名の体制となりました。これにより、担当地区の高齢者支援の質の向上が見込まれること、基幹型地域包括支援センターとして、市内の高齢者の支援体制の機能拡充が見込まれるため、地域包括支援センター運営事業として補助金の支給対象となったことで、増額補正となったものです。

2点目の質問につきましてお答えいたします。

福祉資金貸付事業返還金につきましては、返還金76万4,000円の詳細についてですが、福祉資金貸付事業を委託している社会福祉協議会より、その原資として出捐している270万円を150万円に変更してほしいとの依頼があったため、その差額を返還いただくものです。本来、差額は120万円となりますが、うち43万5,471円は、回収が見込めない債権として不納欠損されたため、その額を差し引いた残額の76万4,529円を返還いただくものです。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

介護保険の保険者の努力支援交付金に関しては理解できました。今後、主任ケアマネジャーが2人体制になっておりますので、しっかりと基幹型に関しては業務を遂行していただきたいと思います。

福祉資金貸付の分に関しては、ほかの議案の法規に関しても質問を通告してありますので、またそこで改めて詳細確認したいと思いますので、質問は以上です。

○議長（田中政司君）

これで21款までの質疑を終わります。

次に、22款、市債について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入22款までの質疑を終わります。

これで歳入全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書38ページから67ページまでの歳出について質疑を行います。

まず、1款．議会費、1項．議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出1款の質疑を終わります。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費について質疑の通告があります。

事項別明細書39ページからの6目．企画費について質疑がありますので、発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、歳出についてお尋ねしていきます。予算書は40ページです。

6目．企画費、18節．負担金、補助及び交付金、事業名は、民間宅地開発支援事業です。主要な事業の説明書は3ページです。

まず1点目に、今回の減額理由をお尋ねいたします。

2点目に、この減額ですけれども、12月の補正予算の際に増額をされております。合同常任委員会のときにも工事の遅れにより減額ということでの説明は受けてますが、短期間でこういった減額補正があるというのは、この予算編成の制度についても課題があると私は思うんですけれども、その見解をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

この減額につきましては、本事業の補助申請の事前相談があっており、令和7年度内に事業完了の計画であった民間宅地の大規模な開発事業が、令和8年6月頃の完了見込みということで後ろ倒しになったことにより、令和7年度内申請が見込めない状況で大幅な不用額が生じるため、減額補正を行うものでございます。

2点目ですけれども、予算編成上の課題ということです。結果的に事業予算を増額したり減額したりというようなことで、議会のほうにも予算承認いただく形となって、一貫性のない予算計上になっているという見え方だと思いますけれども、今回の個別事案は大規模で、事業予算全体に及ぼす影響がとても大きいことから、事業の進捗は逐一事前に相談も受けておりましたので、やり取りをさせていただいたところです。この状況は、二転三転したというような状況から、進捗状況の実情を把握した上での予算措置であることを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

しっかりと逐一確認はされてたということでございますが、事前相談もあった上で、12月の補正に入ってきた流れもあって、年度内の工事完了であったという、当初の計画であったということでした。私も12月の議会だよりの作成のときに現地の写真をちょっと撮りに行ったりして、議会だよりに載せて、結構本当に広い土地で、大規模開発だなという印象は受けてるんですけども、こういった大規模開発であればこそ、しっかりとした事業の工程の確認ですとか、そこに完了できる、年度内の完了見込みが本当に立っているのか。半年遅れる、半年じゃないか、ごめんなさい、3か月ぐらい遅れるということは、結構な事業の遅れもあるのかなというふうには想像されるんですけども、そういったところをしっかりと、これ以外の事業でもそういったことがないように、事業者の方とも協議をしていただいて、執行部の皆様方におかれましては、この事業の補助金の申請ですとか、事業の組立てをお願いしたいと思います。特には、答弁があればお願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本事業、民間宅地の開発ということで、大きな事業で、民間さんが行っていただく事業になります。そういう中で、この事業に限らず、事業を立ち上げられたときに相談を受けるわけですけども、その時点で進捗がうまいこといつてる分、いかない分、その中でちょっと予算立てをしたり、また、判断をしたりしているわけですけども、民間事業者さんが実際、社会の現在の経済状況とか、社会情勢とか、売れるのか売れないとか、そういった部分を逐一自己分析をしながら、事業自体が進められるかどうかという部分を判断されている状況ですので、なかなかちょっと事前に全て把握するというのは、この事業に関してはちょっと難しいのかなというような見解を持っております。できるだけ予算は、精度を上げた予算計上ができるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで1項、総務管理費までの質疑を終わります。

次に、2款2項、徴税費から3項、戸籍住民基本台帳費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出2款までの質疑を終わります。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費について質疑の通告があります。

事項別明細書44ページ、2目、障がい者福祉費について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、2目の障がい者福祉費の19節、扶助費に関して、身体障がい者補装具の50万円増額補正の理由と、どのような補装具が多いのか。その2点をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

増額補正の理由につきましては、新規購入の申請が見込みより多く、現予算では不足を生じるため増額の補正をしております。

どのような補装具が多いかにつきましては、全体59件のうち、補聴器が13件、ほかに、車椅子や座位保持装置など単価の高額のものが多かったためでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

増額補正の理由が新規の件数が多かったということで答弁ありましたけれども、新規の分に関しては、先ほどおっしゃった補聴器とか、そういったものが多かったのか。それとも、高額なものがどんとあったのか。そこのお尋ねをします。

それともう1点、この補装具に関しては、購入と修理というのがあるかとは思いますが、それぞれの購入した場合、今度ずっと経年劣化していく場合ですけれども、それが今度修理になるということで申請も出る可能性があると思いますけれども、そういった期間、いわゆる用途、購入してからどれくらいいいですよという用途が決まってるのか。

それともう一つ、修理の場合、これもしっかりとしたそういう基準があるのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

件数で、補聴器などは単価が安いために、件数が増えても、そう大きく予算のほうに影響することはないのですが、車椅子や座位保持装置などは単価が高くなっておりまして、それぞれ利用される障がいの方の障がいに応じたオプションで、そもそもの基準額は設定されているんですけれども、使われる方の障がいの用途に応じてというか、それでオプションの部分が高くなって、車椅子で言いますと、45万円程度になることもありますし、座位保持装置になりますと、55万円とか60万円を超えられる場合もありますので、今回の補正の要因としては、車椅子や座位保持装置など高額な補装具が多く出たことが要因かなというふうに考え

ております。

あと、修理につきまして、耐用年数があるかということの質問でよろしかったでしょうか。購入につきまして、修理につきまして、耐用年数は決められておりますので、その範囲内で申請をしていただいて、決定をしているところでございます……（「大体そこでよかったです。耐用年数は決まっているということですね」と呼ぶ者あり）そうです。修理の要件につきましては、購入時の半額の金額とかというふうな規定もありますので、その中で申請をしていただいております。総合福祉センターに判定を出しておりますので、その中で決定しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

耐用年数が決まってるということですが、もし耐用年数が分かりましたら、その年数をお願いしたいと思います。

それともう一つ、増額補正50万上がったとですけども、答弁を聞けば、オプション関係が出てきたものと予測されるところもありますけれども、仮に、障がいを持たれている方が生活するようになっていく中で、どうしてもオプションが増えてくるだろうと思います。生活に関しては。そういう場合、いわゆる耐用年数等は決まっているものの、そういう中で一旦購入したりとか、あるいは修理にかけたりとかした場合の、ちょっとした日常生活上必要になってくるときの対応、早急な対応が多分必要になってくるとは思いますけれども、その場合の対応はどのように考えられているのか。最後にそこをお尋ねしたいと思います。

購入した場合、購入して使っていくじゃないですか。耐用年数は決まってるんですよね。次、収入出さないかん。そういう中で、購入をして使ってきたものの、このオプションがあればその方の生活上また必要になってくるよねとなった場合に、要は申請できるのか否か。イレギュラー的な対応ができるのかどうか。

○議長（田中政司君）

追加のオプションということやろ。

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

耐用年数につきましては、今手元にありますが、車椅子が6年、補聴器が5年、座位保持装置が3年、この分しかちょっと今手元に資料がございません。

あと、使っていて追加のオプションができるのかということですが、ある程度耐用年数が決まっておりますので、その期間での対応となりますが、どうしても必要であれば、一旦申

請をして、総合福祉センターのほうでの判定を受けるというふうになります。

以上でございます。（「はい。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、同じく44ページ、3目、老人福祉費について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、老人福祉費の扶助費に関して、老人施設入所措置費、これが1,980万減額になっております。どのような理由で減額補正になったのかの説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

減額になった理由としましては、入院や死亡等による入所措置者の減少に伴う措置費の減少でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

措置費の減少ということでありましたけれども、見込み数と減少になった人数の具体的な数の変動。

それと、すみません、私が持ってる資料でいけば、令和6年度の決算なんですけれども、そこにしかちょっとなかったもので、その詳細をお願いしたいということで、まず、予測すると減少になった分。

それとあと、今現状として養護老人ホームの入所者の内訳等が分かればお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

令和7年度の当初の見込みは37名を予測しておりましたが、令和8年2月1日現在で26名となっております。内訳としましては、市内の養護施設に23名、伊万里のほうの施設に1名、武雄の施設に2名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。

これはあくまでも措置で予算計上されてます。そういう中で、市が措置されているこの養護老人ホーム入所者の方等の生活状況の把握とかいうのは、具体的に市の担当者の方が出向いていつてされているのか。そういうところの連絡調整体制はどのようになっているのか。最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

年に1回必ずその施設のほうに出向いて、対象者の方と面談をしたり、施設の職員の方と面談をして状況の確認をしております。途中で検討の会議等が必要であれば、施設のほうに出向いたり、施設のほうと調整の会議をしたりして、連携を取っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで3款1項までの質疑を終わります。

次に、2項、児童福祉費について質疑があります。

事項別明細書46ページ、2目、児童福祉総務費について、順次発言を許可いたします。諸上議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、児童福祉総務費の22節、償還金、利子及び貸付料の認定こども園の整備事業の償還金に関して、前年度国庫補助の償還金で計上されてます、730万1,000円。説明がいただきましたけれども、もう一回、国庫補助金の実績修正による過剰受入れ分の償還ということになっておりますけれども、詳細、もう一度ちょっと詳細のほうの説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

この分につきましては、概要といたしましては、令和5年度から6年度にかけて施設整備をした下宿保育園の空調設備について、補助対象といたしておりましたが、その補助対象として、令和7年3月に市から補助金として2億6,691万6,000円を交付しておりました。ところが、実績報告書を国に提出後、令和7年12月に国から、壁かけ式による設置は補助対象外との実績報告書の中身により指摘がありましたので、1,095万2,000円を返還してもらわなければならないことに判明をいたしました。

この補助対象経費の空調設備につきましては、補助金の協議書の段階、令和6年2月28日

の時点で、市と園と設計業者で打合せをした際に、その補助対象内外について事前に確認をしておりましたが、設計事務所としては、空調設備は半分壁へ埋め込んで設置するというので、この分については補助対象になるということで、建物と一体となって設置しているものかということで確認を市のほうにいたしました。そのとおり簡単には取り外せないということで、補助対象であるということで補助対象といたしておりました。その後、7年3月31日に実績報告を提出した後、園のほうに赴いて、全体的な確認をした際にも、そのエアコンについてですけども、エアコンを設置されているのが木枠に囲われており、それが内部にへこんだようになっておりましたので、これで施工前と間違いはないかというところで確認したところ、当初のとおり半分埋め込んでいるとの回答でしたので、それを信用して、当該空調設備一式を補助対象内として補助金の実績報告書を提出をしていたものです。

ところが、先ほど申しました12月4日の日に空調設備の設置方法について、埋込み式以外の空調設備など、施設と一体的に整備されていないものがないかということが、国から再度、実績報告書確認の結果、確認依頼が来ましたので、その件について、園及び設計業者に確認を行ったところ、壁へ埋め込んでいるわけではなくて、エアコンの機器について、設置箇所の内壁を内側にへこませて、その壁に金具で設置しているというもので、結果として半埋込み式でなかったということがその時点で判明をいたしました。この分について国のほうへ報告を行いました。エアコン等の設置については、配管工事と施設整備等と一体的に行うということで、配管工事が補助対象になるのかというお尋ねを併せてしていたところですけども、その分についても、エアコンの空調設備自体が補助対象外ということであるので、その配管工事分も含めて補助対象外になるということが国から示されたものでございます。

これを受けて、空調設備に関する補助対象外経費を除いて、令和6年度分の実績報告書の修正を行った結果、返還金が生じたというものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

現場等々を確認しているわけじゃなくて、今お聞きしたところのイメージですけども、そしたら、先ほど答弁の中で、一旦壁を内側に入れて、そこに既存のエアコンを入れているというような状況。いわゆるこういう会議室等の埋込み式の空調ですよ、会議室等々は、端的にあれじゃなかった。単純に壁を内側に入れて、それでそこに既存のエアコンを設置したと。そして、最終的に枠で囲んだというような設備工事結果が指摘されたということであるのかどうか。そこをもう一回確認します。

それともう一つ、そういう状況で、先ほど三者で打合せをして、これでいこうというような状況で確認をしましたということで工事がスタートされている状況なんですけれども、途

中の工事内容の確認等々、チェック等々は今までなかったのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず1つ目につきましてですけれども、議員おっしゃるとおり、天井にはめ込み式で、もう完全にはまって、天井と一部のようになっているのであれば補助対象であるということですが、今回のエアコンにつきましては、内壁に、通常既存の家庭用のエアコンだとそこにつけるだけなんですけれども、そこについて壁を一部内側にへこませて、少し出っ張りを小さくして設置をされていると。その周りを木枠で囲ってされているので、一見、最初に見ただけでは、これを中のほうに埋め込んでいるものというふうに判断をしていたものでございます。そうなった場合、ただ壁をへこませただけでは、結局埋め込んでいないというものが国の示されたものでございますので、それに従ったというところでございます。

保育園の途中途中の確認ですけれども、基本的にうちが直接発注をしているわけではないので、逐一現場の管理をしているわけではありませんが、時期を見て、その時々で数回は行っているものというふうに思いますが、施設の工事自体の全体を見て確認しておりますので、その空調だけに限って、その施工がどうなっているかということを細かくちょっとチェックをしているわけではないので、そこら辺が途中段階ではちょっと分からなかったということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

単純に、ちょっと僕も設計とか詳しくなかとですけど、単純に設計書は最初作るじゃないですか。そのときにリスクというとは分からなかったものなのか。要するに、内壁ばちょっと内側にスペースば取ってそこに入れるというところが、空調設備として通るよというところで行ったというんですけども、その確認がそれでよかったのかどうかというのがちょっと引っかかるところではありますけれども、事前の設計状態でそのリスクはなかったのかどうかというところのお尋ねと、最後、返還金は市がせんまなんとですけども、もちろん園とか設計業者さん等の負担とかは発生しないのか。そこをお尋ねしておきます。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

その設計上のリスクというところは、私たちもちょっとその専門ではありませんし、その設計業者さんは、ほかの市町の同一の施設でもそういった施工をしてるということで、打合せ段階はしておりましたので、それは当然できるものと私たちも解していたものでございます。

それと、返還金につきましてですけども、この事業は、市のほうから園に補助事業で補助金を園のほうに支払いをいたしますので、設計業者や工事業者につきましては、園のほうで入札なり契約をされておりますので、うちのほうとしては、園までのお話ししかちょっとできない状況でございます。あと、応分の負担というところは、園のほうがその業者と調整をされるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ただいまの議員の質問によって大体分かったんですけど、1つ疑問に思ったのが、天井埋込み型が壁型に変更されたというところで、そういう状況の中で、これでも補助が下りますからと勝手に変更というのは可能なのか。それをそのままのみにされたのかというところだけお尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

そもそも当初から天井埋込み式ですというようなことではなかったのです。天井埋込み式を壁かけ型に変更ということは——ですので、そういった変更設計はないということです。うちのほうとしては、半埋込み式ですよと、あくまでも壁に埋込み式をしますよというようなお話をして、それが埋め込まれていなかったと、現場がそういったことになっておりますので、設計段階から変更があったということではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

今まで説明を受けたところで、最初は天井埋込み式というふうな言葉を聞いたんですけど、これは天井であろうが壁であろうが埋め込めばいいということだったんですかね。最初は天井埋込みができてなくて、壁にそういうふうな形にしたみたいな説明を、たしか合同か何

かのときに聞いたと思うんですけど、天井であれ壁であれ、埋込みをきちっとしてたらこれはオーケーだったという話ですか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

私が、合同常任委員会の際に天井はめ込みとまで言ったかどうか、私は半分埋込み式というように言ったと思っております。間違ってたら申し訳ありませんが、天井とは言っていないと思います。

それで、施設と一体となってそれが整備をしなければならないのであれば、それを補助対象にいたしますと、それは補助対象になりますというような国の記載ではそうなっているということでございますので、それが天井であるか壁によるかは、場所の問題で違いはありますけど、完全に壁に、半分でもいいですけど、それをその後動かせないよと、簡単には動かせないということであれば一体となっているとみなされるものと解しております。

今回のところが、半分埋込みと言いながら、半分壁をへこませてちょっと金具で留めただけというところでしたので、こちらのほうが聞いていたところと違う施工方法だったので、そこが当初は補助対象と私たちも思っていたところなんですけど、それは再度の確認の結果、補助対象外というふうに国が判断したものでございます。

以上です。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

私もそこなんですけど、これは1つ令和6年の1月あたりから、九州厚生局において、各自治体に空調設備において、埋込み型以外の整備方法は、施設と一体的とみなせる整備としていないという、そういう旨の通知というか、注意喚起というのを重ねて各自治体にされてると思うんですよ。

本来、この本件の令和6年度事業の実績報告の見積りの中、見積りですよ、見積りの中で、九州厚生局においてはルームエアコンという記載があったと、このルームエアコンと記載があったため、壁かけ型を単に埋め込んだだけと捉えられて、対象外としたという報告があったとかと思うんですけど、就学前保育施設整備交付金として国への補助金申請の際に、どこが窓口となって申請をするのか。半埋込みルームエアコンとして申請をされたのか。空調機として申請していれば、もしかしたら調査なかったんじゃないかと思うんですけど、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

補助金の申請につきましては、実施事業者の保育園のほうから嬉野市へ提出がありまして、嬉野市から県を通じて九州厚生局へ提出をいたしております。

その中で、壁かけ式であるというところが、そのエアコンの設置方法について確認をしたところ、業者のほうもこういった施工方法で今までも問題なかったというところで補助対象として提出をしていたところです。

今回、実績報告書を提出する中で、その中にエアコンの設置方法が壁かけ式であるということが、園のほうからの実績報告書の中の明細書のほうに添付があったというところで、そこをもって国のほうが再度の確認依頼をされたところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

園側から出したとしても、提出したとしても、そのチェック機構として、当然市がチェックすると、県がチェックすると、そこにあるわけですね。こういう申請の仕方だと絶対通りませんよとていうことも指摘ができたと思うんですけど、そこに気づきはしなかったのかと。

そして、今回、本来負担しなくてよかったものを負担しなくてはいけないと。どっかしら、三者全てに、何ていうんでしょう、ちょっとミスがあったという形で私は感じるんですけど、ここにおいて、全て園の負担としてのしかかることになるかと思えますけど、そこについてちょっと見解というか伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

途中の段階で気づけなかったというところ、そこについては、先ほど議員おっしゃったように、国からもそういったチェックのための指針とか、当然私たちも見ておりますので、その中で疑義があったので、業者に確認をしたところです。当然そういった、ただの壁かけ式であれば当然補助対象外ですよということで確認をしたんですけど、その分について、半埋込み式であるということで、これで問題ないと、今までもそういったことでしているという業者の、ちょっとそういったことを実績をされていることを信用して、その分を補助対象として上げていたものでございます。

費用負担についてでございますけども、これも先ほど申し上げましたとおり、そういったことで、うちのほうとしては補助事業者の園のほうからの補助金申請に基づいております。

先ほどのように中身を一応確認をして、園のほうとも立ち会って確認をした上で、そういった回答を受けておりましたので、当然うちのほうとしては補助対象であるという判断の下に県、国へ提出をしていたものでございます。

したがって、その分の負担というのは、市のほうに負担というのは発生しないで、園のほうにその分のお願いをするということになります。その分についての設計業者の施工が、確認等がまずかったということであれば、ちょっとそこについては、園のほうと設計業者さんのほうでお話をさせていただくしかないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

三者の協議の中で、この設計のことも含めてですけど、やっていくと思う中で、それこそ市側も園側も、そして事業者側も、設計機構ですよね。何ていうかな、要は園側としては、多分、こういうふうに設計して申請すれば大丈夫と言われて、園側もある程度そういうことも納得した上で言うとおりに申請したと。しかしながら結局、補助対象外となったと。これは本来ならば、私たち全部言われたとおりにしたけど何で通らなかったのと。結局来なかった分、全部私たちの負担なのと思われてるかと思うんですよ。どっかしらに過失があった、落ち度があったと捉えられても仕方がないような今回の償還金かと思うんですよ。ここに関しては、もう一回、要は事業者側と園側とあとは話してくださいじゃなくて、もう一回ちゃんと三者協議を行って、ここに入らなければ話片づかないと思うんですよ。そこはきっちりとちゃんとやっぱり協議を行って、今回交付されるべきだった負担分というものについては、三者で案分の負担ということもすべきかと思うんですけど、そこちょっと市としての考えというのを、どうでしょう、どなたかお答えいただければと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず、今回の事案なんですけども、国の補助の要件として、構造物一体となったものについては補助の対象と。附属物、取付けのエアコンに関しては対象外と。理由としましては、考えられる内容としては、附属物のエアコンに関しては割安で、構造物に一体となると割高になると思います。恐らく金額としても10倍近く違うんじゃないかなと思っております。補助の要件として、例えば、附属物のエアコン、設計段階で、例えば、何基でもつけとって後で取り外しができることも想定されますので、国としては、厳格な構造物、割高になった分の補助をするということで想定をされて、要件をされているというふうに思います。

嬉野市としても、事前に園の方と、そういった補助の要件でありますので、構造物と一体

となったものに関しては対象になりますよと。取付けの分は対象外ですよということでしたと説明した上で設計をされてると思います。設計されてるときもそれは認識をされてると思います。半埋込み型で構造物と一体となっているというふうなところで申請をされたんですけども、結果的に見ると、附属物というふうな認識を持たざるを得ないような状況でございました。

嬉野市としては、国としてもそうですけども、補助の要件として厳格に運用されるということは当然だと思います。嬉野市としても、その補助の要件に関する説明をしっかりとした上で設計をされているという確認をしておりますので、設計事業者としてもその補助の要件の隙間を狙ってというか、できる限り補助額をもらうような申請をされるというか、設計をされるというか、そういったところを狙ってされてるんですけども、結果として、補助の要件に、嬉野市としては、当然当初そういったところを確認はしているんですけども、実際のできたところは一見して附属物のエアコンということですので、補助の対象にはならないという結果になります。

嬉野市が、先ほど議員御指摘のとおり、案分をすべきということでございますけども、しっかりとした補助の要件を厳格に運用するというのが当然でございますし、落ち度がこの嬉野市にあったかという、そういうことはなかったんじゃないかなというふうに私としては認識をしております。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「もう答えられんでしょう」と呼ぶ者あり）

次に、川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

これまでの説明を聞いて理解できました。けど、今全部話を聞いていますと、私の所感といたしましては、企業かなと思うんですよ。はっきり言って。要するに、市のほうは施設のほうへ補助を出す。その補助を活用して、そして施設を改修される。そこに業者が入ってくる。はっきり言って、所管のほうも個人さんも素人なんですよ。この仕事に関して。それが、もちろん私の場合は分かりますよ。その施設に対して一体型となれば、先ほど市長が申されたように、10倍ぐらいなるか分からない。そうです一体化という中に配管をしたり何だりしたり。それと、附属物になったらもう壁をほがすだけみたいな感じになって、簡易に施工ができるわけなんですよ。その大きな事業のほうに、今回、国のほうが、令和6年の1月でしたか、されるということなんですけど、もう最終的には、今宮崎議員が言ったように、園と業者のほうとの話になるかなと思うんですよ。市のほうに、要するに、ちょっとあれはなかったということで、そしたら、そこで私が思うには、これはもう市のほうが一応業者に、言葉悪いですけど、だまされたと言ったらいけないんですけど、これで大丈夫ですよと言われたような形を取って、補助対象になると思ってやった結果は、国の確認ではも

う駄目だったということだったんで、もう後はどうも、はっきり言って市のほうからいろいろ言えないかもしれませんが、宮崎議員のように痛み分けを言いたいのかなと私は思っているんですけど、結局1つの施設、個人だけが全部これをかぶってしまうじゃなくて、それに関して、市も三者で話を当初したのですから、そういうところまで話はできません。要するに市のほうで負担をしろとかじゃなくて、中に入って話はできたりはできないのかなというのをちょっとお伺いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

その話につきましては、返還金のお金が生じたときに、そういったお話が、現場に行って、三者で話をいたしましたけども、やはり先ほど言いましたように、うちのほうとしては、随時確認をしながらしておりますので、そこは補助対象外の分は含んでないですかということをして話をしております、今年も打合せのときに負担ができないかということをお話、当然受けましたけども、その分についてはちょっとうちのほうはできないということでお答えをいたしているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

分かりました、課長。もうそこは分かりました。あとはもう業者さんと園とのお話合いになるかなと思います。これ以上言ったら、いろんな専門的な方が入ってのお話になるか分かりませんので、もうこれ以上は申しませんが、今後このような事業、園からいっても施設からいっても本当プラスになる事業ですから、今後はこのようなことがないように、国の指針を、やはり直接工事をされる業者さんに伝え、確認をして、補助の指針を、市のほうとしては使えるか使えないか。そして、こうすれば駄目ですよを伝えていただき、その辺の確認をしていただいて、今後このような事例がまた起こらないような形で行っていただきたいと思っています。答弁よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今回のことが、当然、どういった施工をするのかというところが、例えば、図面を出してもらって、お互いそれを見ながら、この図面がこういったことなので半埋込み式であるとか、そういった資料を提出していただいて、その場で確認をするもの

が適当だと思いますので、ちょっと今回のことを参考にいたしまして、そういった細かいところの打合せを事前にしながら、お互いがこういったものを造るところを図面等を見ながら確認して、今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私のほうからは、既に複数の議員さんとの詳細なやり取りで、質疑そのものは取り下げたいと思ひますけども、何せ全体の予算から言えば少額なんですけども、やはり730万という金額からすれば、小規模な家でも建つぐらいの金額でございますので、先ほどの議員のお答へにもありましたけども、これを1つの手本として、今後、やはり詳細な確認を行っていくということを先ほど課長もおっしゃっておりますので、今後同じようなことが起こらないように、園からすれば相当な――仮にこれを全額負担ということになれば大きな負担をされるわけですので、今後こういったことがないように、重ねてチェック体制というのを要望しておきます。課長、先ほどの答弁のとおりだと思いますので、お答へは結構でございます。よろしくお願ひしておきます。

○議長（田中政司君）

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく事項別明細書46ページ、3目、児童手当費について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、3目、児童手当費の19節、扶助費の児童手当の減額計上の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答へをいたします。

今回、1,531万5,000円の児童手当の扶助費の減額をいたしております。この分につきましては、2つ理由がございまして、年齢到達等による喪失による減少に対して、出生・転入等の新規による増加が見込みよりも少なかったということによる受給対象児童の減が1つでございます。

次に、もう一つといたしまして、令和6年10月の児童手当制度の改正により、大学生の相当年代を養育していれば多子としてカウントすることができるようになったため、高校生が卒業して大学生になって、第3子となる高校生以下の児童が多くなると想定はいたしておりましたが、それが想定より少なかったという理由でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

令和6年10月に児童手当が改正になって、いわゆる所得制限とか、さっき課長答弁あったように、大学生までになったとか、いろいろ改正があって、かなり支給を増やしていただいたというのはあったんですけど、やはりそれでも結果的に言ったら見込みの減ということで理解していいものか。そこを再度お願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

令和6年度のときも、やはり想定がちょっとどれぐらいになるか分からないというところで、6年度も多くの予算を見込んでいたと。6年度も10月から始まったというところで、7年度の予算を組むときにも多少多めに見込んでおかないと、ちょっと足りないで増額というのできませんでしたので、その見込みが大体ちょっと大きくなっていったということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで2項、児童福祉費までの質疑を終わります。

以上で、歳出3款までの質疑を終わります。

次に、4款、衛生費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出4款までの質疑を終わります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書50ページ、4目、茶業振興費について、順次発言を許可いたします。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは、補正予算書50ページ、4目18節、負担金、補助及び交付金の新基本計画実装・農業構造転換支援事業6億5,274万6,000円、主要な事業は7ページです。

大項目と詳細に分けていろいろ書いてますので一括で質疑をさせていただきます。

まず、大項目1点目、総事業費の規模と本市の財政負担の妥当性について以下のことを伺うとして、1点目、本事業は、総事業費が10億6,111万7,200円に上る大規模な碾茶工場整備プロジェクトであります。国庫補助金約5.6億円、県支出金が約8,000万に対し、市の負担

金として964万6,000円を計上した算出根拠と政策的な意図をお伺いいたします。

2点目に、上不動茶業組合の既存施設の解体・撤去費用まで含めて公金支援を行うことの妥当性と、特定の共同事業体に対する支援の公平性についてお伺いいたします。

3点目に、取組主体が民間金融機関より2億円の証書貸付融資を受ける計画となっておりますが、金利変動等の経営リスクが事業継続に与える影響を市としてどのように分析をされているのかお伺いいたします。また、残りの約2億1,000万円の融資はどのようにされるのかお伺いいたします。

次、大項目2点目、輸出戦略の実効性と収支計画の根拠について以下のことをお伺いいたします。

1点目に、目標年度における輸出額を1億5,017万9,000円と見込んでおられますが、現時点での海外バイヤーなどの契約状況や具体的な販路の確保についてお伺いいたします。

2点目に、現状の年間収入約3,184万円に対し、目標年度（令和9年度）には約2億8,218万円と飛躍的な増収を見込んでおられますが、その算出根拠と実現可能性をお伺いいたします。

大項目3点目、生産体制の急拡大と地域農業への波及効果について、以下のことをお伺いいたします。

1点目に、生葉の処理量を、現状の8万142キロから93万2,700キロへと約11.6倍に引き上げる計画であります。対象面積の拡大に伴う労働力の確保や契約農家との連携体制の構築状況をお伺いいたします。

2点目に、施設の稼働期間の従来の4月から6月までから4月から11月へと大幅に延長する計画において、二番茶以降の品質維持及び碾茶として安定的な販路をどのように確保していくのかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず1点目の負担金、補助金の算出根拠と政策的意図を伺うという御質問ですが、まず、本事業においては、総事業費が10億円を超えるものでありまして、事業者の自己負担は4億円を超えるものとなっております。また、建設費以外にも補助対象とならない初期の運転資金などもございまして、その分は実施の事業者としては必要となります。

そのような状況で、市としまして、茶産地において新たに碾茶工場が建設され、うれしの茶の碾茶・抹茶が流通することは、うれしの茶における新たな展望が開ける事業と捉えまして、1%分の964万6,000円を計上させていただいております。

次に、2番目の御質問ですけれども、上不動茶工場の解体・撤去をすることに対しての公金

支援を行うことの妥当性と支援の公平性についての御質問です。

今回の事業は、国の補助金制度の対象メニューにお茶の共同利用施設の解体・撤去までが補助対象とされておりまして、補助対象事業者にも共同事業者も含まれております。今回は、その補助対象事業者である農業者が組織する団体が国の事業のほうに申請をされておりまして、市も事務的な支援を行っているところです。

今後もこの補助金を活用されて、別の申請者から申請があれば、幅広く支援を行っていきたいと思っております。

そして、3番目の質問ですが、取組主体が2億円の融資を受けることになっておりますが、それを市としてどう分析しているか、また残りの融資はどのようなになっているかという御質問ですが、事業継続の経営のリスクについては、今回の申請者から提出をされました国への申請書の中で、事業実施者の収支計画や修繕の更新に係る積立ての計画を示す必要がありますが、この分に関しましても、県と協議を随時行いまして、市としても、その内容から事業継続ができるものとして判断をしております。

また、残りの融資につきましては、金融機関以外の民間の企業から融資を受けられる予定となっております。

続きましての質問ですが、輸出戦略についての御質問ですが、現在、海外バイヤーとの契約状況や具体的な販路の確保についての御質問になります。

現時点において、事業の実施者から直接海外バイヤーと取引をされる計画ではなく、契約取引者を通じた輸出が見込まれております。具体的な販路としましては、出荷量の全体の168トンのうち約半分の83トンを契約取引業者への販路としまして、残りの約半分の85トンを西九州茶連や小売などに出す計画とされております。

続きましての質問ですが、現状の年間の収入に対して飛躍的に増えておりますが、その算出根拠と実現の可能性についての御質問です。

現状は、上不動製茶工場における収入となっております。12人の組合員による約15.6ヘクタールの栽培面積で、一番茶のみを稼働しております。それに対して、今後、目標年度は、全体の21人の生産者による59.5ヘクタールの栽培面積で、一番茶から秋冬番茶まで稼働する計画となっております。数字については、県とも協議を重ねておりまして、実現可能な金額として国へ申請をしております。

続いての御質問ですが、生産体制の急拡大と地域農業への波及効果についてということですが、労働力の確保や契約農家との構築状況についての御質問です。

対象面積の現状値は、先ほど言ったように、上不動製茶工場での蒸し製玉緑茶の生産が行われている面積となっております。

一方で、今後の目標の年度の面積は、新たに建設予定の碾茶工場に生葉を持ち込まれる面積となっております。現在は蒸し製玉緑茶として生産をされている茶園を、今後は碾茶の

生産へ切り替えられるという計画です。このため、労働力としては、基本は既存の生産者により確保する計画ですが、加えて、株式会社の若手生産者と契約農家と連携して、規模拡大を行う予定となっております。

続きまして、最後の御質問ですが、稼働時期を4月から6月から、4月から11月へ大幅に延長する計画で、安定的な販路をどのように確保していかれるのかという質問ですが、市内の茶工場においては、一番茶から秋冬番茶のうち、いつまで稼働するかというのは、それぞれの茶工場で今異なっております。上不動製茶工場においては、一番茶のみ稼働であったものを、今後の新しい工場においては、一番茶、二番茶と秋冬番茶まで稼働する計画となっております。契約取引業者との間では、一番茶から秋冬番茶まで、取引量と価格を定めた契約が行われますため、安定した販路の確保が計画をされております。また、一番茶と比較して、二番茶以降は一般的に価格が低くなりますけども、一部有機の栽培により価格を向上させるなどして単価を向上させるよう計画をされているところです。

以上となります。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

2点目の質問に移らせてもらいます。

まず、この解体費用までの含めてが国の補助金の要件に含まれているとのことですが、あくまでも実施主体が今持たれてる工場の上不動生産組合の方が計画をされるんでしたら分かりますけども、実施主体がまた別の事業体がされるということで、そこら辺に国・県・市への補助金を出す妥当性があるのかどうなのかというのがちょっと疑問に残るところがありますけども、その辺はクリアしているという認識で大丈夫ですか。また続けていろいろと聞かせてもらいます。

それと、前向きな投資を支援するものであると考えられますけども、あくまでもこの計画書を見てたら、2億円を金融機関から融資を受けて、収支率が103%という極めてタイトな計画になっておりますけども、これが万が一、売先などとの状況、マックスに動いて103%という収支率を出されているかと思えますけども、マックスに動いて103%にならなかったとき、例えば、金融機関から2億円もの融資を受けていて、15年償還で、無金利としても月額222万2,000円ぐらいの返済をしていかなければならないかと思えます。それを、この103%という数字が崩れたときに、一気に経営が厳しくなるのではないかなと見受けられますけども、そこら辺は市として、そうなったときにはどのように対応されているのかお伺いいたします。

それと、輸出の可能性ですけども、今現在、結構市場がやっぱり拡大しているということで動いておりますけども、市場がただ単に拡大しているからという一般論ではなくて、現時

点でこの工場が生産される碾茶を具体的にどこが幾らで買い取るという契約の内諾が今現在あるのかどうか。この輸出額の1.5億円という数字がどれくらい確証があるのかお伺いいたします。

それとあと、生葉の量が、蒸し製玉緑茶や釜炒り茶から碾茶へ移行することによって、現在のうれしの茶の市場が大きく変わる可能性があるかなと考えますけども、そこら辺の考え方について見解をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず、今回の事業が国の補助メニューに合致しているかという御質問だったと思いますけども、国の要項のメニューには、全部要項の条件は全てクリアしておりますので大丈夫かなと思っております。

収支率へのリスクですけども、耐用年数期間の約30年間の積立ての計画とか収支の計画をその計画書の中で立てられておりますので、県との協議の中でも、現状では大丈夫だということですけども、金融の動向ががらっと変わって、その率とかが急激に変わった場合は、ちょっとそのときにまた協議をする必要があるのかもしれないとは思っております。

それから、契約農家との買い取る金額が決まっているのかという御質問だったと思いますけども、今回の共同事業体と契約農家との荒茶販売に関する価格の取決めがなされておりますので、茶種ごとに単価を決められております……（「輸出額の1.5億円という数字のところの確約ができてるのかどうかの質問をしたかと思えますけど」と呼ぶ者あり）契約取引業者との確約……（「この計画書で、輸出額が令和9年度には1.5億円という数字はもう上げてありますので、この1.5億円という数字は、どこからどのようにして持ってこられているのか。この1.5億円という数字が出されている以上何か確約があるのかどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

すぐ出せる。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）続

時間をいただいてもよろしいでしょうか。すみません。ちょっとぱっと出てこないみたいですので、後日というか、時間をいただいてもよろしいでしょうか。すみません。

（「今の茶市場への影響」と呼ぶ者あり）茶市場への影響ということでの御質問ですけども、今、上不動茶工場の出荷量としては、16トンが全部茶連のほうへ出ております。今後、碾茶に変わった場合が、全部碾茶として約85トンが茶連のほうに出ますので、茶連の増加量としては約69トンが増加する見込みとなっております。（「増加する」と呼ぶ者あり）量と

してはですね。（「碾茶の量が増加する。ここが増えることによって、蒸し製玉緑茶と釜炒り茶の今までのバランスが結構崩れるのではないかという懸念の質問ですけど、そこら辺の茶商さんたちとの兼ね合いもあるかと思うので、そこら辺の考え方をどのように持ってられるか。逆に言うたら、茶商さんたちとその辺の話ができてるかどうかです」と呼ぶ者あり）
お答えいたします。

茶商さんとの話合いですけれども、県茶商の代表者とうれしの茶商の代表者の方へは協議を行って、話のほうを行っております。また、今月の末に、各茶業団体が集まる活性化委員会というのがございますけど、その場でも生産申請者の方に来ていただいて、経緯と事業を説明をしていただく予定となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○４番（大串友則君）

最後の質問になります。今回のこの事業、うれしの茶の未来を担う碾茶への転換という大きな事業ですけども、非常に意欲的な取組であるということは考えられるかと思います。

しかし、総事業費約10億円、処理量が10倍という数字を見てみたら、これまでの嬉野市の規模から見ても、極めて大きな賭けに出られているのではないかなというふうに感じておりますけども、今後この事業がうまくいくためにも、ぜひ、市長、次の以下の３点についてはしっかりとってほしいことがあります。

まず１点目に、徹底したモニタリング。事業開始後、生産量や輸出額が計画を下回った際、早期に経営改善のアドバイスを行う体制を、市や県、ＪＡ等と連携してまず構築をすること。

次に２点目、地域への還元。この施設が一部の事業者の利益にとどまらず、市内全域の茶農家に対して、碾茶生産の技術指導や販路拡大の拠点として機能するように指導を徹底してもらいたいこと。

３点目に、情報の公開。公金を投入する以上は、毎年度の事業実施状況や評価や結果を適切に報告し、透明性を確保してもらいたいと思いますけども、最後に市長の見解をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず、この碾茶工場に関しては、うれしの茶の新しい魅力、うれしの茶に厚みを持たせるような未来の投資ということで、嬉野市として補助金という形で応援をしていきたいというふうに考えております。

その上で３点ございました。

まず、モニタリングですけれども、違う事業の農業経営者の廃業の議案質疑の中でもございましたとおり、伴走して経営相談を当たっていくと。また、うれしの茶の応援という形で、碾茶の消費拡大に関する嬉野市としての取組も進めていきたいというふうに思っております。継続的にそういったところの経営相談、農業支援、販路拡大に向けた取組というのは継続して行っていきたいと思っております。

地域への還元に関しても、現状半分を嬉野茶商に、県茶連に落としていただくということで、地域への還元は図られるのかなというふうに認識をしております。指導ということで発言ありましたけれども、嬉野市としては、そういった地域への還元をしていただくようお願いをするというふうな立場だというふうに認識をしております。そういったところ、売上げのみならず、先ほど碾茶の新しい取組に対するアドバイスというところも、嬉野市としてはお願いをしていきたいというふうに思います。

3つ目の情報の公開ということですが、これはあくまで補助金を投じた結果に関しては、情報の公開は適切だなというふうに思います。工場を造って、適切に補助金を運用されているかというところの公開までは適切かなというふうに思いますが、その後の経営の中身の公開は、嬉野市として何か保証するようなものではないというふうに思ってます。それはあくまで事業者の方の経営状況、これはそれ以外の、この碾茶工場のみならず補助金に関しては恐らくそういうことだと思いますので、補助金を活用して、しっかりその補助金の成果物に関しての公開は求めることができますけれども、それ以降の運営に関しては、先ほどの継続的に補助が投入されれば、その補助金に応じた公開は適切かなと思いますけれども、それ以降の経営に関しての公開は求めることはできないのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も同じく、大串議員と同じところの新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目に、全体の事業スケジュールをお尋ねします。新聞等でもちょっと記事があったんですけども、スケジュール、詳細な説明をお願いいたします。

それと、2点目に、嬉野市として碾茶を新たなカテゴリーとして支援をしていくという考えなのかお尋ねします。また、生産された碾茶は市場へ流通するのか。市場へ流通するのかというところは、先ほど課長の答弁でありました、海外輸出の半分と、その半分のほうが市場へ出てくるというお答えでしたので、そういうふうに私、今、認識はさせていただきましたので、それでいいかということでお尋ねをしています。

3点目に、共同事業体のそれぞれの役割について伺います。今回資料を頂いておりますが、

三者の名前がありました。この三者につきまして、それぞれの役割をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

まず、全体の事業スケジュールになりますけど、令和7年度の12月に国から要望調査がありまして、令和8年の1月に計画の申請書類を提出しております。今、国において要望に対する審査が行われておりまして、3月20日前後に内示が行われる予定です。その後、3月中に交付決定が行われることになっております。交付決定後、事業主体による入札などが行われまして、既存施設の解体と設備の撤去の後、建屋の建設、機械導入の順で進めて、令和9年の2月の末頃に完成の予定となっております。

次の質問の回答ですが、茶産地とし碾茶工場ができることは、新たな展望が開ける事業であると捉えております。碾茶への特化した支援というよりは、既存の蒸し製玉緑茶や釜炒り茶と合わせて、生産者への支援として実施をしていきたいと思っております。

流通の量ですけども、先ほど申したように、契約業者の取引量が約半分、西九州茶連への出荷量が約半分ということになります。

続きまして、事業体のそれぞれの役割についてということですが、共同事業体のうち、若手生産者による株式会社では、新たな工場の建設と設備を導入されて、その後の工場の運営を行われる予定です。上不動茶業組合においては、既存の施設の解体・撤去を行いまして、新工場の建設後は、茶葉を新工場へ出荷をされる予定となっております。

以上になります。（「もう1個、三社あると思うんですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

そこが今の最後のあれでは。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

工場運営が共同事業体ですよ。上不動組合さんが茶葉の出荷ですよ。頂いた資料の中に、もう1個、コンソーシアムの規約の中にもう一社名前があったと思うんですけど。

○議長（田中政司君）

株式会社のこと、それは生産者やけんが説明してみて。茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

失礼しました。お答えいたします。

新しい株式会社のトリニティというのが、若手生産者の3名で設立をされた会社となっております。（「ごめんなさい。そこと上不動茶業組合、構成員の中にもう1個株式会社誉茶人というのがあるんですけど、そこは」と呼ぶ者あり）誉茶人に関しましては、契約取引業者となります。

以上です。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、2回目。ここまで全部行きます。

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら2回目の質問です。工場につきましては、9月末頃に建設と、あと機械等の導入されるということですが、設備工事、特に機械が、生産設備自体の結構需要も高まっているというふうに聞いてますが、計画どおり納入されるちゃんとした計画となっているのか。仮に遅れた場合、それこそ相当な事業の修正もあるかと思うんですが、そこについてまず1点。

それと、現在、玉緑茶ですとか釜炒り茶で出荷されているものが、今の話で言うと、上不動の茶業組合さんの分につきましては、碾茶へシフトするということでしたが、そうなった場合、地域としての、うれしの茶としての玉緑茶ですとか釜炒り茶、この文化が碾茶に変わってしまう。上不動については変わってしまうんじゃないかと私ちょっと考えたんですが、そういったところの影響をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

それと、市からも、先ほどからも質問あつてますけども、補助金を出すということで、うれしの茶として碾茶を市場へ流通すること、これについて今聞いてると、半分ぐらいは西九州茶連のほうへ出されるような計画ですということでしたけれども、半分というところの、例えば、一番茶なのか、それとも一番茶はこの契約の事業者のほうがほとんど取って、そのほかの二番茶、番茶をというこの量の割合は、一番茶も半分、番茶も半分、二番町も半分は、取れた分は市場へ出すような計画、あるいは協議がされているのか。そういったところで市としてもそういうふうな話ができるような状況であるか。そこを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず、スケジュールについては、国へ申請をしたスケジュールで示しておりますので、今のところは遅滞なく入札等を行って、2月末までに完成を目指そうかと思っております。

それから、碾茶へシフトした場合、上不動から蒸し釜がなくなるのではないかと御質問だと思いますが、蒸し釜については、この工場以外の別の工場でも造る予定ですので、全部なくなるということはないです。

それから、最後の、契約業者に行くのが一番茶とかそういう割合が決まっているのかとい

うような御質問だと思います。これに関しては、一番茶、二番茶、秋冬番茶までバランスよく取引していけるように、今のところは計画をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

バランスよくいくよう計画を取り組んでいくというか計画をしていくということですけど、例えば、例えばというか、契約事業者さんがいらっしゃるので、取引事業者さんはここでききた碾茶を、この共同企業体の中で買って市場に出すと。半分ぐらいの量は西九州茶連も、これは本当に市場の価格で決まる価格だと思いますけれども、そんな中で、うれしの茶、碾茶としての市場を守るというか、つくっていくために、もちろん市場で価格が決まっていくものだと思うんですけども、そこの茶連のほうに出された碾茶の価格と、この事業体の方たちが直接契約する価格で、果たして市場としての付加価値を高めることができるのかと私は思うんですけども、そこの考えを1点お願いします。

それと、今後、この碾茶工場、1時間当たり800キロの処理ができる機械で、1日当たり1万9,000キロ、生産24時間した場合は作られると思うんですけども、碾茶の今の状況を見ながら、ほかにもここに出荷したいという方が出られたとき、それこそ先ほどから言ってくるような、玉緑茶ですとか、釜炒り茶の生産が、うれしの茶としての生産量が減ってくることも、生葉の取り合いになることも懸念されるんじゃないかなと思うんですけども、今は上不動茶業組合さんのほうでやられるということですけども、そういったとき、生葉の取り合いになるおそれがないか。茶産地としてのバランスをどのように、市が指導できるものかどうか分かりませんが、どのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

それと、先ほどの同僚議員の質問でもあったんですけども、この事業計画といいますか資料を見ると、2年目以降も1年目と同じ生産量というか、出荷量を見込まれております。やはり金利上昇ですとか、物価上昇ですとか、資材の高騰ですとか、人件費の高騰ですとか、様々な要因があると思うんですけども、先ほどは国のほうに出した事業計画で資金調達、30年間の資金の更新のための積立てもされているというお話でしたけれども、これについて、であれば、同じような売上計画とか出荷計画にはならないのかなと。もっとやっぱり増えていくような計画じゃないと危ういんじゃないかと感じますが、もう一度その御説明をお願いします。

先ほど、最後に同僚議員の方からも言われまして、市長からも答えていただきましたけれども、市がやはり補助金を出すということであれば、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、新規農業支援と同様のようなやはりフォローアップ体制、これはしっかりとつくっていかなければならないと思います。これはそういう場を設けるということで検討はしていただ

けるか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず、単価についての御質問だったと思いますけども、契約の単価は今決められておりますけども、茶連の単価については、今後、そのときどうなっているのかというのがちょっと見込めませんので、ちょっと不透明な部分があるかと思います。

２点目、ほかにも生葉を出荷したいという方が出てきて取り合いにならないかというところですけども、ここら辺はデリケートな部分でもあるとは思っておりますので、ちょっとＪＡ等と協議をして、支障がないのかということを十分協議をした上で行っていきたいと思っております。

それから、収支計画の２年目以降も同じような状態で計画をされているという御質問だったと思いますけれども、生産者が高齢化であったり、世代交代があったりとかいうところで、急激な収益が見込めないというところで、２年目以降も現状維持という計画になっております。

最後のフォローアップの体制ですけども、これについても、市の職員だけではなかなか難しいところがありますので、ＪＡや県の茶業試験場と茶連と一緒に、そこら辺の支援体制をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

私の先ほどの見解ですけども、市場は流動的で、非常に行政が市場を統一することは現職としてできませんので、市場は流動的であるというのが大前提であると思います。その上で、嬉野市として、産地一丸となってバランスの取れたうれしの茶をみんなで作っていくという認識を共有することは大事ですので、そういった認識を皆さん持てるような体制づくりに努めていきたいというふうに思います。

それと、金利上昇、物価上昇に関してのリスクに関して、先ほどの同僚議員の方もおっしゃいましたけども、金利変動とか物価上昇に関しては、この碾茶工場のみならず、あらゆる事業者、一般の生活者も皆さんひとしく負っておりますし、行政私たちも例外ではないというふうに思っております。その中で、現状維持、現状維持というか、目標としてはできるだけ多い生産をするというのが当然あるかと思いますけども、そういったリスクを踏まえ

た上での計画なんじゃないかなというふうに認識をしております。

フォローアップに関しては、先ほど課長が申し上げましたとおり、関係機関と協力しながら、うれしの茶の産地の魅力向上のためのフォローアップということで実施をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

議案質疑の途中ですが、ここで13時15分まで休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（田中政司君）

休憩前に続き、議案質疑の議事を続けます。

午前中の大串議員の質問に追加の答弁がありますので、茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

失礼します。先ほどの大串議員からの御質問で、輸出額の1億5,000万円の積算というか、資料等があるかということについての回答ですけれども、これについては、取引業者との契約の案がありまして、その中で単価と数量が示されて、積算をされてこの金額となっているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、事項別明細書50ページ、4目、茶業振興費について順次発言を許可します。諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

午前中に引き続き、同じく碾茶のところで質問をいたします。

佐賀県嬉野市においても、後ればせながら鹿児島県、静岡県、京都府、愛知県とかいろいろ先行してる県はありますけれども、佐賀県も碾茶の生産に関わる、しかも嬉野市で関わるということで、非常に喜ばしいことかなと思っております。

それで、この碾茶の事業を約10億をかけてやるわけですけれども、佐賀県の需要、今のところ佐賀県としては、他県から全部お茶、抹茶等を買っておられるかと思っておりますけれども、佐賀県の需要または嬉野市内のお店とかホテルとかの需要をうれしの茶で賄えるのか、販路計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

嬉野市内の碾茶だけで市場が賄えるのかという御質問だと思いますけども、まだちょっと数量的にそこまでの数量は至ってないと思ってますので、十分にはまだ賄えないと、個人的には思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

今、課長が答弁いたしましたのは、現時点で、碾茶工場を造る前の現時点では、西九州茶流通センターでの碾茶の取引は、約2から3トンというふうにお伺いしております。

ただ、今後、この碾茶工場ができましたら、先ほど来から出ておりますように約半分、80トンの取引を西九州センターのほうに出すということになっておりますので、そういうものは十分賄えていくだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

できるだけ佐賀県の業者とかホテル等も嬉野産のお茶を使っていただけるように、販路計画をお願いしていきたいと思います。

2つ目の質問になりますけれども、国の補助金が、これは66.6%までの補助金ということで考えていいですね。それで、嬉野市が1%補助金をするという事なんですけども、嬉野市の1%を入れないと国県の6.6%がもらえなかったから、嬉野市も入れているという考えでよろしいかお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

国の要綱では、県と市町の負担割合は調整可能となっておりますので、今回は、県のほうで12分の1を全て賄ってもらえるということで、市町はゼロとなっております。

初期費用等々、申請者の方がかかるだろうということで、1%程度は負担をしなければいけないということで負担をしているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

そしたら、国が12月に補正を出して、6.6%加算の補助金を出すというふうにしたわけなんですけれども、それにおいて、県と市が3.3%を出すという形で、合わせて8.3%、県と市で持つというふうに私は理解してたんですけども、その中での県としての話合いにおいて、佐賀県の場合は1%になったと理解してたんですけども、そうじゃなくて、その補助金とは関係なしで、960万かな、嬉野市は今回補助をしているという考えになっているのか、最後お尋ねします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

その1%の分というのは、市の判断といいますか、県と協議をしながら、市で1%等をつけたほうがいいんじゃないかという判断でつけているところです。（「県の要請じゃないということでもいいですね」と呼ぶ者あり）県の要請ではなくて、市のほうでつけたという判断になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

すみません、通告書に上げてる分に関しては、今までの説明では理解できましたが、先ほどの諸井議員の市の補助の分で、答弁の中でちょっと引っかかるところがありました。市の判断として、その結果964万6,000円補助をつけられた。それは、先ほど来課長の答弁でお聞きしておりますと、これは初期費用分ということで理解していいものかどうか。そこをまずお尋ねします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

初期費用分以外にも補助対象外でかかる経費がございますので、そこら辺も考慮して、市の分をつけたということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

そしたらちょっと私のほうでは調べ切れなかったもので、補助金要綱というのはもうできていますよね。ホームページ上とかにも何も調べられとらんやったとですけど、そこはどんなととかなと思ってお尋ねします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

市の補助金交付要綱については、現在、作成中となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

現在作成中ということですね。分かりました。

最後ですので、上不動地区に碾茶工場ができるということ。関係者はもうほとんど知られている状況だとは思いますが、新聞報道等でもこれは一面に載っておりましたが、いわゆる市の補助金等も出ておりますので、地域住民に対しての説明等々に関してはどのようなお考えをされているのか。そこを最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

地域住民等の説明会については、まず、J Aの茶業部会というのがありますので、組合員さん等にはそこで説明をしていきたいと思っております。地域については、現段階では未定でございますけれども、必要ならばするかもしれないというところになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

私も通告書に上げてる部分に関しては基本的に分かりました。

ちょっとそれ以外で言うと、今回、コンソーシアム契約というのをいただいたときに、先ほども出てましたけど、共同事業体の構成員ということで、株式会社誉茶人というのが入っております。ここに関しては、ネット等でもちょっと調べてみたんですけど、昨年かな、で

きたばっかりな形の会社だったんですけど、代表者の名前とかそういったものも全くないんですね。そういったことに関してちょっと知り得るところでもし説明ができれば、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

取引業者の営茶人につきましては、宮崎県にある茶商、完全な茶商ではないんですけど、茶商みたいところで、簡単に言えば茶連のようなところ、取引をされている茶連のような業者というところになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

分かりましたとはなかなか言いづらいんですけど、茶連みたいなところと、何となくそういったところであれば代表の名前とか、何か主体となるところがあるべきかなと思ったんですけど、ちょっとそこ気になったところでございました。

もう一つ言うと、これ今、西九州茶連に今までよりも半分が行くということになってるかと思うんですけど、今、嬉野市の中の西九州茶連に関しては、インボイス制度に関しては特例でやられてるじゃないですか。ここら辺に関しての影響というのは、要は今までの量の半分になるということで影響がないのか。

そしてまた、仮に株式会社営茶人、ここに関して持っていくときのインボイス制度の在り方とかということに関して、分かる範囲でよろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

インボイスへの影響ということでございますけども、ちょっとすみません、現時点でどのような影響があるかというところは、ちょっと西九州茶連さんのほうと協議というか確認をしまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

今回、かなりの方の詳細なやり取りで詳しく分かったところですけども、私は質問に出している中で、いわゆる4億少々の自己負担の分、これの詳細をまず伺うということです。特に、いわゆるこれが本決まりになってからの自己負担のそれぞれの申請を個人さんも含めなさると思いますけども、確実にその融資を全員の方が受けられるかどうかも含めて、そういうところまでちょっと確認をしたいと思います。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

4億のうちの内訳ですけども、4億の半分の2億円が市内の金融機関からの融資になります。残りの2億が民間の企業になりますけども、県外の茶商のほうからの融資となります。

以上です。

○12番（森田明彦君）

この自己負担を、いわゆる何名の方ですか。一社のみということ。それをお尋ねしたつもりですけども。（「融資の先」と呼ぶ者あり）借りる方がもう一社ということですか。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

借りるほうは一社となります。

以上です。（「一社ということは、もうお一人ということでいいですね。自己負担をなさる方が」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

すみません、先ほどの回答については、整理をして、また後で回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりました。そこは後ほどいただくということで。

大きなプロジェクトで、多分皆さん御存じだと思いますけども、前々回の一般質問で、今後の、先ほど同僚議員の中からも出ておりましたけども、前のお答えの中では、嬉野市は、これまでやってきた緑茶の生産を主体的にやっていく方針というのは、つい数か月前にちょっと答弁をいただいて確認をしたつもりでございましたけども、今回、新しい形で碾茶ということで、前回も抹茶ブームということを受けて質問をした際には、嬉野市の従来の緑茶には力を入れていくというのは当然であるということでお答えをいただいたわけでしたけども、今回、このような新しいスタイルで、急遽といいますか、こういう展開になっていくことは、私自身も今からのうれしの茶の将来を見据えては、とても壮大でいいことだということで称賛はしたいと思いますけども、それゆえに、これだけ大きな出資を伴って行う事業でありますので、特にやはり間違いがないように進んでいただきたいと思いましたが、今日かなりの方も質問をなさっているとおり、期待と、それからやはり方向性を間違えないようにというような意味合いも含めて多数の議員も質問をなさっていると思いますので、私のほうも、その中に自己負担をなさる方の確実性というかな、そういった部分も危惧する部分がちょっとありましたものですから、あえてお尋ねをしたところです。一応詳細はまた後ほどということですので、これについてはよろしく願いしておきます。

そして、この事業がしっかり前進するように様々な関係機関と力を合わせて、情報収集をしながら進めていただきたいということだけは申し上げておきます。

以上です。答弁は要りません。

○議長（田中政司君）

これで1項、農業費までの質疑を終わります。

次に、2項、林業費から8款、土木費、4項、都市計画費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出8款4項までの質疑を終わります。

次に、5項、住宅費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書58ページ、1目、住宅管理費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、5項1目、住宅管理費の工事請負費に関して質問をいたします。

住宅解体で112万6,000円減額計上となっておりますが、説明の中では、緊急養護者の受入れということで説明を受けました。本来、解体予定の住宅で対応されておりますが、実際にどれくらいの期間滞在されるのか。その詳細等をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

令和7年9月26日に受付をし、10月1日から入居されております。期間としては、令和7年10月1日から令和8年9月30日、1年としております。解体予定の危険建物ということで、あくまでも一時的な場所ということで、本人さんにも十分に理解をされた上、今後、新しい場所を見つけていただくようお願いしているところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

解体予定に関しては、恐らく予定では、皿屋1棟、湯野田1棟の予定ではありましたが、これはどちらなのかということが1つ。

それと、長年というか長期間利用されてなかった、使用されていなかった住宅の使用ということで、かなりいろんなところに支障があったのかなと思いますけれども、そういったところには問題がなかったのか。

最後に、どうしても9月26日に受け入れて、10月1日からの入居ということで、担当課としては、ほかの手段をいろいろ検討されたかと思いますが、そこでどういった検討をされてこの結果に至ったのか。そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

解体については、皿屋住宅を解体しており、湯野田がまだ解体していないということです。

それと、入居は、現在、契約というか、入居されている方が退去された場合に、一応、皿屋、湯野田、あと内野山、その分に関しては、年度計画というか、次年度以降に解体している状況であります。

それと、今回受け入れる際に、現場、住宅のほうを本人と確認し、そこでもいいからということで入居を認めております。今回の件に関しては、福祉のほうから相談があって、本来解体すべきところということでありますので、福祉を通じて、その方にお話をしております。現在、福祉のほうのサポートを受けながら、新しい入居先を検討しているということであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

もう3回目の質問ですので、今回、突発的に対応されて、要援護者等々の対応ができたと思っておりますが、今後、この要援護者の住宅支援システムの構築、いわゆる居住支援法人、あるいはセーフティネット住宅等、今後さらにこういう事案を通して必要になってくるかというところが出てきております、現に、と思います、私は。今回の事例を通じて。最後ですので、その辺のお考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

今回、入居に関して、目的外使用ということで、届けを出して1年以内としております。そういったこともありますので、今後、市営住宅の条例等の改正を考えていかなければいけないと感じております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで5項までの質疑を終わります。

次に、6項、新幹線費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出8款までの質疑を終わります。

次に、9款、消防費、1項、消防費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書60ページ、5目、災害対策費について、順次発言を許可します。太田政信議員。

○1番（太田政信君）

質問いたします。避難所環境改善資機材整備事業についてです。

発電機や蓄電器の購入とありますが、誰が保管して管理しているのでしょうか。また、これは、これまであるものの更新でしょうか。

2つ目です。発電機や投光器は消防団所有のもの、または近隣の一般家庭とか企業にあるもので対応できないのでしょうか。もちろん災害緊急時の必要なものとは理解しておりますが、国の交付金があるからといって無理に物を増やして、エンジンをかけたり、充電したり、保管の手間が増えるかと思いますが、整備や維持管理に毎年どれくらいの予算を考えておられるのでしょうか。

最後に、E V車購入とありますが、災害時はE V車よりガソリン車のほうが、発電機の購入等もあり、ガソリンの汎用性が生かせるのではないかと思います、この辺について答弁

をお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。全部で4点質問があったかと思います。

まず1点目です。発電機や蓄電池は誰が保管して管理するかという御質問に対しては、管理については、市の防災職員が、担当職員が行います。保管については、塩田及び嬉野の両備蓄倉庫に保管することとしております。

なお、更新なのかという御質問でしたけど、更新ではございません。新規での整備ということになります。

管理内容につきましては、定期的なバッテリーの充電状態とか動作確認、そういったものを行っていきたいと考えております。

2点目です。発電機や投光器は消防団所有のもので対応できないのかという御質問だと思います。今回、整備を行う発電機や投光器につきましては、災害発生時に停電した場合、避難所で使用することを想定しております。停電時、消防団所有のものは、地元地域でも消防団が使用する可能性がございますので、避難所で消防団が今所有しているものが使用できるという保証はございません。このため、停電時に避難所で確実に使用できるように、今回、整備を行いたいということで考えております。

3点目です。整備や維持管理に毎年どれくらいの予算を考えているかということですが、さきにお答えしましたとおり、維持管理につきましては、市の職員が行いますが、必要経費は発電機の燃料代とかE V車及び蓄電池の充電に要する電気代、そういったものが想定されます。費用としては、年間数万円程度と見込んでおりまして、別途予算を計上するのではなく、既存予算、9款、消防費、3項、消防費、5目、災害対策費、10節、需用費の中にある燃料費8万4,000円、光熱水費2万7,000円、そういった既存の予算がありますが、その予算の範囲内での対応が十分考えられますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

4点目、E V車購入であるが、災害時はE V車よりガソリン車のほうが、発電機の購入もあり、ガソリンの汎用性が生かせるのではないかという御質問ですけど、本事業におきましては、E V車、いわゆる電気自動車につきましては、避難所が停電した場合の緊急的な電源供給を目的として購入するものです。非常時の電気エネルギーの確保のため、今回、外部給電装置とセットで整備を考えております。給電するための購入であるということで、今回の購入につきましては御理解いただきたいと思います。

なお、今回のE V車と外部給電装置のセット整備で、最大で6,000ワットの出力が可能ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

災害時停電とかだったら、E V車自体も充電できないと思うんですけど、それでも必要なんじゃないかな。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

E V車につきましては、もう平時から、そこはもう充電をしておくというような形になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員、3回目。

○1番（太田政信君）

そしたら、停電した場合、1回切りの充電だと思うので、そこまでしてE V車は必要なのかなと思ったので、それだったら発電機とか蓄電池を増やしたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

繰り返しなりますけど、今回、E V車を平時のときから充電して、今回購入する外部給電装置とセットで整備することで、最大6,000ワットの出力を可能としたいと考えておりますので、ぜひ今回は電気自動車の購入、補助としてもかなりいい補助でしたので、購入させていただいております。

なお、多久市、伊万里市、太良町、ここがE V車を今所有しているところです。

以上です。（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も同じく避難所環境改善資機材整備の事業につきましてお尋ねいたします。

まず1点目です。蓄電池のセット内容、容量をお尋ねします。

2点目の発電機的能力は、資料を頂いておりますので、確認できましたので、取り下げます。

3点目ですけれども、E V車の配置場所、あと外部給電装置の設置場所をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

蓄電池の本体は約2,000ワットアワーを想定しております。

それと、E V車の配置場所及び給電装置の設置場所を伺うという御質問ですけど、現状では、塩田庁舎に配備しております既存の給電装置を利用することを想定しておりますが、新庁舎の整備が済み、整次第、新庁舎への配置替えを行う予定としております。

なお、給電装置につきましては、常にE V車のほうに常に乗せておくような形になります。以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

今、課長の答弁ですと、塩田庁舎にあるというのは、プリウスありますよね、あれのことということで理解よろしいですかね。承知しました。外部給電装置自体は車に常時乗せておくということで理解をしました。

ちなみに、先ほどおっしゃられたところで、最大6,000ワットの能力があるということですけれども、6,000ワットで避難所で大体どのぐらいの時間、日数の非常用の電源として確保ができる想定なのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

これはものによって使う電力が違いますが、参考ということで聞いてください。スマホの充電については、ゼロから充電するとして、大体10から15ワットが必要です。ノートパソコンは大体50ワットですね。液晶テレビは100ワットです。それと電気毛布とかは60ワット、扇風機は20ワットから50ワットといったことで、使うものによって違いますので、一概に何日もてるといいますか、可能なのかというのは、使うものとか、その電力によって違いますので一概に言えないと思いますが、6,000ワットの発電ができますので、かなりの日数ではできるんじゃないかということで想定しております。

そのほか、今回、蓄電池とか、別に購入することを考えておりますので、発電機とか、発電機はガソリンで発電できますので、そういったものも併用しながら、避難所の生活を快適にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

3回目です。今回整備される蓄電池セットですとかは、ある程度、リチウムイオンなのか何かバッテリーあると思うんですけども、使用年数とか耐用年数もあるかと思います。おおむね5年なのか10年以内なのかというところで管理はされるかと思いますが、そういったところはどのような基準を設けて管理をされるのかお尋ねします。

それともう一点、現在、嬉野市には、まるくアイズにも電気自動車あるかと思います。まるくアイズのほうにも電気自動車があるかと思いますが、EV車が。それとの利用の違いといいますか、まるくアイズの車の導入の際にも、そういう非常用の電源確保ということもあったかと思いますが、今回導入されるEV車は、それと同等のものというふうに考えていいのか。どういったもの、車なのかというのと、まるくアイズの車両との利用の違いといいますか、目的も若干違うと思うんですけども、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

耐用年数については5年ぐらいを想定しております。今回の購入するものにつきましては、5年保証とかそういったものがございますので、そういうことを想定をしております。ほかについては大体5年ぐらいかなとは考えております。

それと、まるくアイズのEV車との違いということですが、そんなに大きくは違いはないと思いますが、今回のを購入するEV車については、災害時用の電気自動車ということで、専用に考えているところです。

もちろん大災害が発生した場合は、まるくアイズに設置されているEV車との共同利用というのも当然考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

私も主要な説明書1ページのほうで質問をいたします。

まず、ここに書いている以前に、6番、7番のEV車についてお尋ねをします。EV車37万8,000円、合わせて給電装置が86万2,000円となると、軽自動車かなというふうに思いますが、軽自動車にした理由を1つ伺いして、これは国の補助が2分の1あって、あと特別交付金で80%ということであれば、市の持ち出しとしては1割でいいようになっているのか。計算上、460万の46万の持ち出しでいいのかをお尋ねをいたします。2点です。

それとあと1点、質問に書いておるように、地域防災緊急整備型という補助金が国のほうにあるわけなんですけれども、そこを見ると、都道府県としては6,000万円が上限、指定都市5,000万円、市区町村においては4,000万円が上限となっておりますけれども、何で嬉野市は2,300万しか今回使わなくて、4,000万円いっぱい使わなかったかの理由までお願いいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

EV車については、コンパクトというか使い勝手を考えての軽ということで考えております。

持ち出しにつきましては、これはEV車に限っての御質問ということで御理解よろしいでしょうか。EV車につきましては、起債の対象となっておりますが、一般財源のうち起債対象のものは50%、また、起債対象外のものは80%、特別交付税の措置があるということで、主要な事業の説明書に記載をさせていただいているところです。ですので、50%は一般財源の負担ということになりますので、EV車については、2つ合わせれば大体450万ですか、この半分は一般財源の持ち出しとなります。（「そのうちまた特別交付税で後から戻ってくることを勘案したら、1割ぐらいになるんじゃないのと聞いたんです」と呼ぶ者あり）EV車と、EV外部給電装置については、主要な事業の説明書の5のその他の参考となる事項のところの備考欄に起債の対象と書いてありますが、起債対象のものは50%で、起債対象外のものは80%の特別交付税措置があるということになりますけど、EV車とEV外部給電装置については起債対象となりますので、50%といったことで御理解いただければと思います。

それと、確かに今回のこの補助事業につきましては、事業費ベースで市町村は4,000万までの事業ができます。当然のことではありますが、資機材の購入後の適切な活用についてもやはり考慮する必要があります。例えば、購入する資機材の保管スペースであったりとか、維持管理に要する負担、また、先ほど来出ております資機材の耐用年数、さらには、補助事業とはいえ一般財源も必要となってきます。これらを踏まえて、今回は災害時の停電時に備えた必要最小限の資機材の整備を行っているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

そこは分かりますけども、せっかく2分の1補助があって、EV車等を買えるということであれば、EV車も倉庫の中に直しておくだけでは駄目だし、非常に使ってのことなので、公用車としても通常使いはできるのかなと思います。半額で買えるのであれば、公用車としてあと数台、四、五台ぐらい、この際を買ってはどうかとは思いますが、そこはそうならないのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

確かにEV車、最初複数台考えておりましたが、県のほうに確認したところ、1台までということでありましたので、台数を減らしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出9款までの質疑を終わります。

次に、10款、教育費から12款、公債費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出12款までの質疑を終わります。

以上で、歳出全部についての質疑を終わります。

次に、第2表 繰越明許費補正及び7ページ、第3表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表及び第3表の質疑を終わります。

以上で、議案第11号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を終わります。

次に、議案第12号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第13号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第12号及び議案第13号の質疑を終わります。

ここで議案質疑の途中ですが、14時10分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（田中政司君）

それでは、休憩前に引き続き、議事を続けます。

次に、議案第14号 令和8年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算のうち、3ページから5ページの歳入について質疑を行います。

事項別明細書の33ページから91ページまでについて質疑を行います。

まず、1款. 市税のうち、1項. 市民税から4項. 市町村たばこ税までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで4項までの質疑を終わります。

次に、5項. 入湯税について質疑があります。

事項別明細書38ページ、1目. 入湯税について発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、議案第14号 令和8年度嬉野市一般会計予算につきまして質疑をしてみたいです。

歳入です。予算書は38ページです。1目. 入湯税、1節. 現年課税分です。よろしくお願いいたします。

現年課税分につきまして、1億1,466万円のうち、休憩の人数が前年よりも減少した予算を立てられておりますが、その理由をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

新年度予算の休憩の客数の減ということですが、令和7年度当初16万6,800人に対して、新年度は9万5,000人とかなり抑え目に算定をしております。

近年の若干の落ちということでもありますが、もう一つの理由、本年度入湯税の補正減の際にも申しましたが、課税免除の施設が出てきたことによるものがもう一つの理由になります。この施設、宿泊施設が伴わないことから、市民にも多く利用されていることとなりますので、その2つの理由を合わせまして、かなり抑えた算定をしております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、課税免除の施設ということで、先ほどの補正でも説明ありましたが、450円以下の施設ということでした。例えば、シーボルトの湯もそこには含まれるという理解でよろしいでしょうか。そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

シーボルトの湯も、家族湯は別ですが、通常の方は450円ですので、シーボルトの湯のほうも免除しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

昨年の決算のときの話なんですけれども、総務常任委員会で、その入湯税について、取扱いについて、指摘事項でちょっと上げさせていただいたところがあったと思います。シーボルトの湯の入湯税について、その点、今回の当初予算の際に検討なりされたのか。何かしらの協議はされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

課税免除の欄、先ほど補正の際も説明しましたが、嬉野市税条例の142条の中にあるんですが、この中に、第2項に、地域住民の福祉向上を図るため、市などが市民に使用させることを目的として設置した施設に入湯するものとあります。施設に入湯するものということです。市外の方も合わせて免除するというような理解を今のところしておるところです。

以上であります。

○議長（田中政司君）

これで歳入1款までの質疑を終わります。

次に、2款、地方譲与税から14款、使用料及び手数料までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入14款までの質疑を終わります。

次に、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金について質疑を行います。

事項別明細書59ページからの1目、民生費国庫負担金について発言を許可します。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、歳入、59ページの民生費国庫負担金の1節、社会福祉費国庫負担金に関してお尋ねします。

令和7年度の当初予算には、身体障がい者補装具費2分の1、350万円の計上があつてお

りますが、令和８年度当初の予算で計上されていない理由についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

この身体障がい者補装具費は、国庫負担金といたしましては、障がい者自立支援給付費に該当します。国への負担金の請求の際は、障がい者自立支援給付費として、主要な事業の説明書34ページの障がい者のサービスの部分と一緒に補装具を一括で請求をしております。実情に合わせて、令和８年度予算では、障がい者自立支援給付費に統合して計上をいたしたところでは。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

障がい者自立支援給付費に一括して計上されてあるということですね。令和８年度からそういうふうにしたのか。

それと、主要な説明書には、今回は載つとらんとですけども、身体障がい者の補装具給付費は、歳出においては700万円、この分に関しては、全て一般財源で賄う会計上の処理になるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

国のこの負担金の請求の方法は、今年度から変わったわけではなくて、これまでもずっとこの形で請求をしておりました。700万円の補装具につきましては、歳入の部分は2分の1国庫負担金、4分の1が県の負担金になっておりますので、補装具のほうの説明書がないのでちょっと分かりにくいと思いますが、補装具の分も2分の1、4分の1の補助はあります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

単純に項目としてなかったんでお尋ねしておるところではあるんですけども、そういう状況であるならば、逆に、主要な事業の説明書をつけていただきたい。そこは前からもちっと御提案させていただいていたんですけども、そこはちょっとお願いしておきたい

と思います。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

今後気をつけたいと思います。

○議長（田中政司君）

これで1項までの質疑を終わります。

次に、15款2項、国庫補助金から17款、財産収入までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入17款までの質疑を終わります。

次に、事項別明細書77ページ、18款、寄附金、1項、寄附金について質疑を行います。

2目、総務費寄附金について順次発言を許可します。太田政信議員。

○1番（太田政信君）

歳入77ページ、2目、総務費寄附金、1節、ふるさと応援寄附金について質問いたします。

すみません、午前中にも質問いたしましたが、ふるさと応援寄附金予算が18億、当初より、前年より5億円の減、前々年より12億円の減となっていますが、減少しないために、昨年、もう減少が分かった時点でどのような施策をされたのでしょうか。また、今年はどのような、減少しないための施策というのは何か考えておられるのでしょうか。

これまで、お得さなどでふるさと納税が、嬉野市が選ばれていた側面もあるかと思います。新幹線の開業で嬉野の観光市場も過去最高ということで、嬉野に来ていただいた方にファンになってもらい、旅行が終わっても、いいまちだったからまた来たいとか、応援したいと思ってもらえる可能性が十分にあるかと思います。新幹線駅に、これは茶業振興課の予算だったんですけど、うれしの茶PRの看板があるかと思うんですけど、そこをふるさと納税でお茶購入など、ファンになってもらった観光客の方に最後のお願いのような看板などは変更できないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず1点目ですけれども、寄附を増収させる、増大させる、また、できるだけ寄附を減少させないための昨年の実施したものということで、これは、例年、寄附が減ってきている中で対策としてやっているのが、寄附の募集のポータルサイト、間口を広げるというような意味合いでポータルサイトを増やしております。昨年度は1つ、今年度1つ増やしているということがあります。

2点目に、寄附の選択肢を広げるために、返礼品の拡大、ラインナップを多くする、また

掘り起こしをしていくというようなことがございます。

それと、これは継続的な部分で近年やっていたことではありますけれども、リピーター獲得のための取組といたしまして、返礼品にレビューをいただいた方へのキャンペーン。

4つ目に、お得な返礼品をなるべく提供できるような形にしたいということでの経費の削減ですけれども、昨年度については、返礼品の配送費用等について、幾らか削減ができた成果がございました。

先ほども説明をいたしたところですが、正直、以前のようなある程度自由な施策展開、PRというのがどうしてもちょっとできないような状況でございますけれども、引き続き寄附獲得のための施策を練ってまいりたいと考えております。

それと、2点目のふるさと納税のうれしの茶PRについてでございます。経費率の厳格化の関係で、ふるさと応援寄附金事業での予算措置など経費を要する事業展開は、非常に今現在困難な状況と考えております。また、返礼品を前面に出しての寄附誘導、誘引の禁止というような観点から、特定品目によるふるさと納税誘引は国等への協議が必要かなということ考えます。

あくまでも寄附行為に対するお礼ということは最近常に言われていることでございますので、ちょっと御提案のあった、ふるさと納税でお茶の購入という形にはならないと思いますので、このような表現とか、あと、お得にお茶が受け取れますみたいなような表現は非常にちょっと引かかる要素が高いということで考えておりますので、その辺ちょっと工夫をしながらPRさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

ふるさと応援寄附金は、嬉野市にとってもかなり必要な財源になっておりますし、ほかの自治体もやっぱり競争が激化していると思います。支援事業者とかも、やっぱり市場が成長すると、その売上げが上がるだけなので、もうどこを応援しても変わらない。支援事業者の売上げが上がるような市場になればいいと思いますので、嬉野市はお金が使えないのであれば、頭を使って、自分もこの嬉野市の売上げを上げたいなと、そういう面に関しては協力したいなと思いますので、ぜひ何か御協力できることがあれば手伝いたいなと思います。売上げは全てを癒やしますので、嬉野市の売上げを上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

答弁はよかですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

次、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も同じくふるさと応援寄附金の項目で質問させていただきます。

まず、質問事項ですけれども、前年度より減額した理由を伺う。これは、先ほどの補正等の内容、先ほどの同僚議員の質問等でも確認できましたので、取り下げます。

2点目の成果指数（K P I）について、リピート率、客単価、返礼品の数の増加など、この目標設定をどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

お尋ねの目標設定ということでございますけれども、現在は、議員御発言のような本市ふるさと納税拡大期によくこういう形は取っておりましたけれども、ふるさと納税拡大期に実施していた各指標の具体的な目標設定は現在は行っておりません。

以前は、それこそ客単価がかなり、1万円ぐらいでしたので、これの倍増とか、そういった部分を掲げてました。また、返礼品のラインナップが少ないというような部分も課題ではありましたが、こういった点、目標にして、客単価につきましては、現在では多分以前の倍、2万円を超える単価になっているかと思います。返礼品にしても、数百の返礼品でしたけれども、現在、登録数としては1,300程度あるかと思います。

このような寄附受入額が減少をしている中で、さらに厳格化する制度改正への適切な対応を守りながら、本市としてのふるさと応援寄附金事業の運用方針、補正のときも少し述べさせてもらいましたが、この辺の方針のもう一回再確認といいますか、方針の見直しも含めて検討していくことがまず最優先かなということで考えております。その上で、必要に応じて多様な、いろいろな、先ほどの太田議員のところで述べさせていただいたような策にプラスした部分を模索していかなければならないかなということでは考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

全国的に言うと、このふるさと納税制度の利用率は増加傾向だと思われます。その中で、本市においては、返礼品が、先ほども説明もいただいたとおり、牛肉に依存している部分もあり、それが県産品ということで分散しているというところもあります。ぜひ、先ほど課長おっしゃられたところの改良を、返礼品ですとか、その制度の中の見直しもしていただきな

がら、取り組んでいきたいと思います。これはやはり本市においても喫緊の課題だと思えます。やっぱり嬉野市の場合は1回財源に落として、基金に入れて、次の年に使うというやり方をしているので、早急にこれが事業に影響を与えるかということ、安全を、1回基金に積み立てているので、取られてると思いますが、やはり減少すれば、今までやっていたこともできなくなりますので、よろしくお願いします。

そういったところで、嬉野市のやはり産品、これまでもいろいろ委員会等でもお願いしてきましたけれども、他市に分散しない、流通しない返礼品のシェア、商品開発を伸ばすことが重要だと考えますが、そういったところの考え、支援事業所との、委託先との協議はどのように行っているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

各募集サイトによって多少異なる点がございまして、月1回は必ず実績と、その前月の実績報告等を受けながら、いろいろな苦情であったりとか配送であったりとか、各レビュー、評価であったりとか、その辺の意見等を共通認識持つようにしているところであります。その中で、返礼品事業者も自ら進んで、嬉野市内の事業所開拓の部分も行っている部分もありますし、市から働きかけで行っている部分もあるかと思えます。

いま一つその新しい特産品ということで、ふるさと納税の核となるような部分には至っていないような状況ですけれども、なかなかちょっと先ほどから申しますように、現状お金がなかなかかけられない現状で、どうするかというようなジレンマも今あるところではございます。

今後とも、返礼品事業者と、また市内事業者さんの協力も得ながら、そういったふるさと納税事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

そしたら3回目ですので、ふるさと納税のふるさとブックあったと思います。冊子が。寄附のされた方に対して、読んでもらうというか、嬉野をより知ってもらうような取組されているかと思えます。あの中に載ってるような商品、全て返礼品も載ってますし、返礼品以外の事業者の紹介ですとか、商品の紹介もされてたかと思えますけれども、その載ってる商品について、新たにふるさと納税の返礼品として加えたり、そういったことは検討されているだろうと思えますけれども、そういった取組はどのようにされているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

御発言のあったふるさとブックにつきましては、近年の、先ほどから申してます厳格化で、ふるさと納税返礼品そろえていますよというような、そういったカタログ的な部分ではなくて、もう一歩進んだところで嬉野の魅力であったりとか、そういった部分も絡めながらPRをしていく必要が、もうこれは必須となっております。

そのような中で、以前は結構経費をかけてやって、かなりの冊数を用意をして、募集サイトからではない人の方にお送りをして、間口を広げていたところであります。この事業はとても有効ではありましたが、現在も続けてますけれども、規模的には、支援事業者の協力も得ながら、費用もあまりかけないような状況でやっているような状況で、今後こういった形でできるかという部分は課題かなとは思いますが、議員御発言のような形で、嬉野市内の魅力、観光、物産、そういった部分をお伝えできればなということで考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳入18款までの質疑を終わります。

次に、19款．繰入金から22款．市債までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入22款までの質疑を終わります。

これで歳入全部についての質疑を終わります。

次に、歳入歳出予算のうち、6ページ及び7ページの歳出について質疑を行います。

事項別明細書93ページから271ページまでについて質疑を行います。

まず、1款．議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出1款の質疑を終わります。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費について質疑の通告があります。

事項別明細書の96ページからの1目．一般管理費について発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、予算書の98ページです。1目．一般管理費、予算書は98ページの備品購入です。公用車510万円、これの購入理由をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

本公用車につきましては、市長の公用車、市長車となります。現在の市長車は、平成25年10月に購入しております、購入から12年以上経過しております。また、走行距離は約20万キロとなっております。そういったことで、車体本体の老朽化及び安全面を考慮しまして、今回、買い換えを行う予算となっております。

なお、本予算につきましては、今年度の12月補正で債務負担行為の議決をいただいている予算ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

もう車種等は決まっているのでしょうか。そういったところの公用車の詳細の車種等あればお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

車種といいますか、まずもってハイブリッド車ということを考えております。排気量につきましては、1,500ccです。定員については6名ということで、現時点で指名審査委員会を終了して、今月までに市内取扱店を対象とした入札会を考えているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

それでは次に、事項別明細書の105ページからの6目、企画費について、順次発言を許可します。これにつきましては、複数の事業について質疑がありますので、事業ごとに質疑を行っていただきたいと思います。

まず、未来技術地域実装事業について行います。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは、予算書107ページ、1項6目の12節の委託料、未来技術実装事業の3,000万円、主要な事業の説明書が104ページです。質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、令和7年度まで実施していた自動運転実証事業を一旦中止し、令和8年度から観光情報発信事業へシフトする背景と、これまでの事業に対する成果をお伺いいたします。

2つ目に、5G技術を活用した動態管理ダッシュボードの構築が上げられておりますが、収集したデータをどのように実店舗の売上向上につなげられるのか。具体的なロードマップ

を描かれているのかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、1つ目でございます。まず、ちょっと1つ断っておきます。この13日に未来技術の地域実装協議会のほうを開催をいたします。そこで最終判断を仰ぐということになりますので、これからお答えすることは、あくまでも事務局としての見解ということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、令和3年度からこの事業開始をいたしております。これまで令和4年度に自動運転車両の試乗会を嬉野温泉駅の駐車場において実施をいたしております。そして、令和5年度から7年度にかけまして、駅から中心市街地間におきまして、公道での実証実験を行ってまいりました。その結果、駅から中心市街地までの利用者のニーズというものは確認をできたところでございます。しかしながら、車両の雨天時の走行でありますとか、商店街区間での走行、そして、レベル4に向けた車両側の課題などが確認をされまして、自動運転を社会実装するには時期尚早ではないかというふうに考えているところでございます。

もともと未来技術社会実装事業では、観光情報発信をメインとしたPT1の事業と、実際に訪れた方の回遊性を向上させる自動運転のPT2のこの2つの事業を軸に取り組んできたところでございます。

今回、自動運転は、中止する方向で協議会には提案をしたいというふうに考えておりますが、回遊性を向上させる取組については、PT1の事業で取り組んでまいりました公式LINE、こちらを活用したスタンプラリーでありますとか、おすすめのスポット案内、交通アクセスの案内などを補うことができると考えておりまして、来年度は、PT1の事業に絞った予算を計上させていただいております。

また、これまでの成果ということですが、公式LINEおともだち登録者数が2万8,000人程度いらっしゃいまして、九州の観光系LINEではトップでございます。また、その登録者数の9割が市外の方が登録をされておりまして、嬉野ファンの獲得にはつながったのかなというふうに思っております。

あとメタバース、こちらも花火大会のライブ配信を行いました。6,000人以上の方に視聴いただいております。それも、東京、大阪あたりのアクセスが多く、今はチャットもできるようになってるんですが、その中では嬉野市出身の方の視聴もありまして、ふるさとへの愛着心、こちらの向上にもつながったんじゃないかなというふうに考えております。

あと、VRゴーグルにつきましても、イベント時に駅前と観光協会のほうで利用していただいておりますが、嬉野を知るきっかけについては非常に効果があったんじゃないかという

ふうに考えております。

続きまして、P T 2 自動運転ですが、駅から中心市街地までの移動ニーズ、最適な周遊ルートの発見、夜間走行での一定の需要があるということは確認をしたところです。また、走行時に、車内で地域クーポン券などの連携、これによりまして、経済の波及効果にもつながるのではないかとというふうなことです。

そして、もう一つ、利便性を高めるためにリアルタイムの配信、今バスがどこを走っているかとか、そういうものを配信をしたほうがいいんじゃないかと、必要性については確認をしたところでございます。

1 つ目の質問については以上でございます。

それから、2 つ目、ダッシュボードの構築として上げておりますが、動態管理ダッシュボードにつきましては、P T 1 のほうで構築しました様々なコンテンツ、例えば、V R、あと L I N E、嬉野散歩等々のデータを可視化するためのものでありまして、これらのデータを活用いたしまして、次のプロモーションへ効果的につなげることを目的としております。

また、データ活用がさらに進みますと、実店舗の売上向上につながる効果となることを企図しておりまして、蓄積したデータを自分たちで活用できる仕組みづくりを令和 8 年度に実装させたいというふうに考えております。

幾つか申しますと、スタンプラリーは行っておりますが、スタンプラリーの履歴等を使って、店舗連携による誘客・集客への活用と、その結果から次の戦略への展開ができるのではないかとということと、あとは L I N E のアクセスの履歴が取れますと、利用者のニーズ、おすすめ店舗、スポット、交通案内、そういうものをどういうところで多くアクセスをされているかというようなものが把握できまして、それが今後の地域発展に向けた分析ができるんじゃないかというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4 番（大串友則君）

1 つこれ確認ですけども、1 番、2 番、今回あと委託料で上がってますけども、これは今まで実施されてた事業者で継続して行われるという認識でまず間違いないかという確認と、この 2 番目の、先ほど言われた、データを収集して、具体的に実店舗での売上向上というような取組を多分されていかれるかと思えますけども、ここら辺の成果指標をどのようにして設定、何か設定を設けられて K P I などを、実店舗で K P I などアンケートなどを取って評価していくのか。それと、またそれに伴って、I T などに不慣れな小規模事業者なども恩恵を受けれる仕組み、例えば、伴走型で何か実店舗の支援をしていくなど、そのようなことを考えられているのかどうかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

事業所につきましては、これまで継続運営をしていただいた事業所さんに引き続きお願いしようかなというふうには考えております。

あと、目標設定なんですが、目標設定につきましては、ちょっと今からどういうふうな形で進めていくかということもありますので、ちょっと今のところその目標、確立した目標というものはございませんが、先ほども申しましたように、地域の発展、商店街の盛り上げをやっていきたいと、進めていきたいというふうに考えておりますので、そこは何らかの形で目標を設定して、取り組みたいと思っております。

あと、このいろいろな公式LINEの運用とか、そういうものは当然事業所のほうで伴走支援等を行う必要があるというふうに考えておりますので、8年度はそこを集中的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

データというのは、活用されて初めて価値が生まれるものだと考えるので、しっかりと民間の事業者と一緒に取組をしていってもらえたらいいかと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

次に、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私も同じところの未来技術地域実装事業です。よろしくお願いします。

まず1点目は、昨年度まで行われておりました事業（PT1）のうち、今年度の事業計画をお尋ねいたします。

2点目は、先ほど御説明いただきましたので省略させていただきます。令和8年度はもう中止といいますか実行しないということで理解しましたので、説明は結構でございます。

3点目ですが、令和8年度はこの協議会の予算というものがないように見受けられますが、協議会を開催しないのか。また、その理由もあれば、よろしくお願いいたします。

4点目ですけれども、令和8年度がこの事業の最終年度というふうに考えますが、実証してきたうちの事業の最終的にはどれか1つでも実装しなければいけないのかをお伺いいたし

ます。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、1点目、これまで行ってきた事業と8年度の計画ということでございます。令和8年度につきましては、地域実装を目指した自立運用のためのサポート、教育等を中心としながらも、一つ一つにもう少し使いやすいような形での肉づけも考えているところでございます。少し細かく言いますと、デジタルモール嬉野などの運用、あと地域の担い手で実際自立運用ができるツールの機能強化ですね。先ほども申しましたように、伴走型教育という形での支援を考えているところでございます。

あと、公式LINEにつきましては、LINEの運用時ということで、こちらについても既存のLINEの商材でありますとか、旅の途中におけます移動支援の機能、こちらの強化と当然伴走支援を行いたいというふうに考えております。

あと、データプラットフォームの運用ということで、これも先ほど大串議員の御質問でも少しお答えをしております。このプラットフォームをある程度見やすいような形でもしたいと思えますし、費用もできるだけ抑えていきたいというふうにも考えておまして。一般的に使われてるエクセルとか、そういうもので表が作り出せていけるような形での取組をやっていききたいというふうに考えております。

続きまして、8年度の協議会の開催しないのかというお話でございます。御質問でございます。こちらにつきましては、先ほども申しましたように、8年度自立運用とその肉づけということでございまして、これまでの協議会につきましては、役割を十分果たしていただいたというふうに考えておまして、今後は地域の関係者の方と協議・運用を行っていききたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、8年度事業を最終年度と理解していいかということでございます。また、実装をしなければならないのかということでございます。こちらにつきましては、未来技術地域実装事業でのこの実装というものは、調査や実証実験の段階にとどまらず、地域の課題解決、地域魅力向上のために住民等に対する実際の継続的なサービスを行うことと位置づけをされております。これまで、地域に実装するために事業に取り組んでまいりましたが、実装できなかったからといって、これを交付金の返還とか、そういうものは発生をしないということでございます。ちなみに、交付金のQ&Aにも、このKPIの達成度が極めて低いことを理由に交付金を用いて既に行っている事業分の資金を返還していただくことは想定していないというふうにございますので、必ずしもではありませんが、せっかくここまで5年かけて、協議会を含めていろんな協議をさせていただいておりますので、できれば全部実

装できるような形に持っていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

P T 1 の事業については、できる限り実装できるように、今年度、令和8年度はさらに自立運営していただけるように肉づけをされていくということでございました。

ちなみに、このP T 1、メニューが何種類かございます。公式L I N Eは観光協会が運営されているのかなというふうには認識していますが、あとはデジタルモール嬉野、バーチャル嬉野等あります。そういったところ、様々な事業がある中で、運営主体を今後、この事業ごとにされるのか、それとも、P T 1を1つの事業として捉えて運営主体も決定されていくのか、令和8年度で。そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

実際の運用についてということでございますが、議員おっしゃったように、観光協会さんのほうにも協力を仰いで、今現在も幾つかは進めております。まだできていない部分も実際ございまして、これにつきましては、幾つか事業所を、こちらとしても選定をしているところでございまして、その選定したところでお話しをさせていただいた上で、実際運用していただく方向、実際に運用していただくような形で進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

3回目です。そしたら、令和8年度中にはそういった事業者選定をされるという、運用していただけたところまである程度方向性を決められるというふうな理解をしたんですけども、そういったときにこの令和8年度の事業では、そういった事業主体の選定ですとか、声かけはどのようにされる予定なのか。大体でいいんですけど、想定をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

プロポーザルでありますとか、募集とか、いろんな方法はあるかと思いますが、こちらのほうで選定した事業者さんにつきましては、直接こちらからヒアリングを行って、進めていければというふうには考えております。それがちょっとできないようであれば、また別の方法というような形で、とにかくもうあと1年しかございませんので、そこは十分に取組を強化しながらやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

私も未来技術実装事業についてお尋ねをしますが、前2名の同僚議員の質問で大方分かりましたけども、私の考えるところによると、これは3年も4年も同じように自動運転の実装実験をやって、何で2年目でもう終わりにするのか——なんとかしないで、3年目、3回目までやって、やめて、そして、返還義務は何もないということで先ほど言われましたけども、本当に返還義務はないのか。また、ほかに総務省関係か何かでの予算に対する1億円以上国は出しているのに、簡単にやめて、はい、すみません、それで終わりますということで、国のほうも簡単に受入れをするのかお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

自動運転につきましても、2年目でとかではなくて、本来、実装に持っていきたいと。技術の進歩もございましたので、車両もどんどん年々に新しいものに変えて、今年度も実証実験を行ったものに関しては、ある程度路上駐車回避とか、そういうものもできるということもありましたので、そこはこちらとしても希望を持ちながらと申しますか、やっぱりその実装を目標としてやってはきたところでございます。ただ、どうしても最終的に実装はしたものの、なかなかレベル4までの実装がやっぱりちょっと難しいというところで、今回は断念をしたところでございます。

先ほどお二人の議員さんにもお答えしましたが、交付金としては、本来であれば簡単にやめてしまうというのは、こちらとしても、国としてもあんまり本意ではないんですが、交付金を返還するというようなことはしないというところではお話がっております。

また、本来であれば別の形での実証とか、そういうものというのもお話をされておりますので、私どもも、駅から市街地までの交通空白区間もございまして、そこは今後、別の形ででもいろいろと協議できたらなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。（「他の影響はないですね」と呼ぶ者あり）

一応国のほうともそこは十分にお話をしまして、そこは影響がないということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、移住コーディネート事業について質疑を行います。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、予算書の107ページ、12節、委託料です。移住コーディネート事業、主な事業の説明書は6ページです。お尋ねします。

まず、委託している業務内容をお尋ねしたいと思います。資料は頂いておりますが、よろしく願いいたします。

あと、地域おこし協力隊の任期満了後、元隊員への業務委託ということで理解をしておりますが、その契約方法についてお尋ねしたいと思います。契約方法は公募なのか、または随意契約なのかお伺いします。

3点目、事業者として、この事業者さん、主体的な業務展開はどのような取組をされているのか。本事業以外での、移住コーディネート事業以外での主体的な事業等あれば、どのようなことをされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。3点でございます。

まず、委託業務の内容でございます。この業務につきましては、本市への移住・定住に資することを目的として、元地域おこし協力隊員が市移住コーディネーターとして、これまでの経験、市役所時代の経験、知見を生かしながら、移住・定住促進に係るSNS等を活用した情報発信や、移住希望者等からの相談業務に加え、移住者との交流を促進するためのまち歩き企画も組み込みながら移住促進を図る業務ということになっております。

2点目です。契約の形態でございますけれども、市が直接行う移住・定住の補助金事業及び移住相談会の開催、開催というか参加、大規模なイベント等への参加。このような各事業については、市との連携が不可欠ということで、本業務の経験・知見・知識を持った、特に本業務の経験・知識を特に必要ということで、現場の状況等にも精通した者に担っていただく必要があるということから、元隊員が立ち上げた団体、個人事業主として立ち上げられますけれども、この団体への随意契約といたしているところでございます。

3点目ですけれども、本市といたしましては、移住・定住促進事業の重要な支援事業者、パートナーとして本事業を委託をしております。該当事業者は、以前から県の地域おこし協

力隊の組織をはじめ、市内外で幅広く様々な地域活動にも携わっておられておりますけれども、事業者として、対価を得られて、何かしらの業務の事業の詳細については、私のほうでは把握をしておりません。その辺に言及するのが適当かどうかという部分もありますので、一応それを答えとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

今までの経験もあられるので、引き続きこの地域おこし協力隊でされてきた業務を引き継いで、個人事業者となられたことで、市としても事業をしてもらいやすいというか、お願いしやすい。行政としての意図を汲んでもらうことができやすいので、この方を随契をしているというような認識でよろしいですかね。承知しました。

地域おこし協力隊の方の在り方というのが、契約が終わりました、その後に、こっちに残っていただいて、何かしら事業をしたりとか、どういった会社に就いていただくとか、いろんな地域との関わり方あるかと思いますが、ちょっと嫌な言い方させていただくと、何となく、協力隊の方の任期満了の後の雇用延長にもなるんじゃないかなというふうにも見ることもできるのかなと。ちょっといやらしい言い方ですけどでも、その中で、先ほど課長おっしゃったところで、どういった事業の対価として得られているかは把握してないということでしたけれども、市の予算の妥当性と、あと事業者の周知状況のチェックは、やっぱりコーディネーター事業としての事業も含めて250万という予算なので、妥当性チェックは必要なのかなと。今回これが3年目を迎えられるので、今後はやっぱり自立して、事業者としてやっていただくということも考えは持たれているのか。契約でいうと随契なので、移住コーディネート事業、確かにこの方の今までの経験はすばらしいものがあるかと思いますが、ほかの事業者でもできるようなことであれば、契約の公平性という面では、このまま随契でもいいのかどうなのかというところがちょっと問われるのではないかと思います。そこについてよろしく願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

委託の形態ということですが、市といたしましては、地域おこし協力隊で元市の職員だったということもありますけれども、移住・定住に必要な市との連携という意味でも、これまでやってこられた内容を継続して行う、また、新しいことに取り組む。こういった面で非常に事業者として、地域おこし協力隊というその評価ではなくて、事業者と

しての評価をしているところでもございます。

対価についての妥当性、そういったお話もありましたけれども、いろいろ公共的な単価を用いた設計でありますとか、そういった部分も行っており、仕様書で設定をしている以上のいろいろなイベントであったりとか、回数であったりとか、あと相談者の対応であったりとか、移住相談会、市のほうが参加する分に同行いただくというような部分もありますので、これを、指名競争入札だとか、そういったもので、現時点ではそういったもので行う分は適当ではないかなというような考えの下で、1社ではありますけれども、随意契約というような形を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、いろいろまち歩きの業務もされているかと思います。ちょっと確認なんですけど、3回目なんで。企画政策課さんですとか、広報・広聴課さんですとか、様々な課をまたいでまち歩きがあると思います。この予算との関係性・関連性はどうなっているんでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

移住・定住の側面からは、移住・定住を考えられている方、また嬉野市でそういったコミュニティ、輪に入りたいと、いろいろなところを知りたいと、そういった方を対象としたまち歩きということで、設計上は3回ということで、企画政策課のほうでは計画立てをしているところです。

広報・広聴課のほうも、シビックプライドの醸成というような部分から、この業務は有効だということで、現在は併せて行う場合もありますけれども、予算組みとしては回数でしっかり分けさせていただいていると。初めはそういった形で別々で行うことを想定してたんですけども、移住してこられた方も嬉野市民となりますので、そういった意味では同じカテゴリーの中で行うことが有効ではないかと。移住者より移住者向けというような企画の内容もあったこともあったかと思いますが、そういうようなことで企画の内容については、例えば、子どもさんを一緒にまち歩きしてもらおうとか、そういった企画もございますので、その中で柔軟にちょっと今のところは対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、新幹線通勤通学定期券購入補助事業について、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

続きまして、108ページです。108ページの、こちらは負担金、補助及び交付金でございます。新幹線通勤通学定期購入補助事業、主な事業の説明書は8ページでございます。

まず、質問事項といたしましては、通勤・通学それぞれの利用状況をお尋ねいたします。

また、2点目ですけれども、制度利用を目的に移住された世帯ですとか人数、これが分かっているとお尋ねいたします。

3点目、利用された学生（高校生、専門学校、大学等）の卒業後の進路を調査し、定住（転出抑制）につながったと言えるのか。どのように把握されているのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。質問3点でございました。

通勤・通学それぞれの令和7年度現時点における利用者数です。通勤が2件です。通学は66件。圧倒的に通学、高校、大学、専門学校、いろいろな学生の方、市内在住の学生の方が利用しているということになっております。

2点目です。制度の利用を目的に移住と、ちょっとなかなかハードルの高いようなことで、当初、制度をつくったときも、これがあるから移住というのはなかなかどうだろうということで考えてはありましたけれども、これはアンケート等々ではなくて、たまたま聞き取りで、申請者側からの申告といいますか、話をする中で分かったんですけれども、この制度があったから移住してきたという方が1名あったのは事実でございますけれども、なかなかそういったことでほかの利用者の方はほとんどそういった状況ではないのではないかなということ想像いたします。

本事業は、移住・定住促進を目的とするものでありますが、基本的には、新幹線開業前に通勤・通学が困難で市外に流出していた方、学生であれば下宿と。そういった方が、新幹線通学が可能となり、市内にとどまっていただくというような定住効果という、流出の抑制というような意味合いが非常に大きいのかなということでは考えております。

3点目です。本事業を活用された学生等の進路の調査までは正直行っていないような状況です。実施をしておりません。よって、学生の卒業後の進路に及ぶ定住、転出抑制に結びついているかはちょっと不明ということになります。

本事業を活用し、通学した学生においては、先ほど申し上げた転入抑制に大きく寄与しているということで考えますけれども、本補助事業により、学生卒業後の進路に及ぶ定住、進路その後の定住、将来的な定住の効果や影響は、想像するところに、そう高くはないのかなと、もうこれは想像ですけれども、そういった形で考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

通勤が2名で、通学が66名ということで、ほぼほぼ通学補助みたいな形になってますよねということを以前から委員会等でも指摘をさせていただいたと思います。これまでも。そんな中で、1名は聞き取りで利用を目的にもされたということで、全く効果がないわけでもないかなというふうにもちょっと把握したんですけれども、それでもやはり通学が多い。

その中で、やはり3点目の質問に対しての答えとして、進路調査まで行ってないということであれば、本来のこの一時的な転出抑制にはなってるでしょうけれども、中学校卒業後、高校卒業後、大学卒業までの一時的な転出抑制にはなってるかもしれませんけれども、この生徒さんたちの将来、いろんなところに行って、いろんな活躍をしていただきたいというのももちろんありますが、やはりこの制度自体の転出抑制という意味合いでは、若干効果として、もう少し制度の見直しといいますか、検証を重ねていただければと思います。

市内でやっぱり就職までしていただいて、市内に大学、高校を卒業した方が残っていただいて、嬉野からも通えるという環境づくりの一環だと思いますし、もちろん、それは当初は新幹線の利用促進も兼ねた事業ということも承知はしておりますが、ぜひ、先ほど課長おっしゃられた卒業後の進路への影響はそう高くないということでもありましたので、1回ここは調べていただくことで、またこの制度をどう今後していくかというのはあると思いますので、そこは検証していただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁はできる範囲でいただければ助かります。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

以前から、これは2期目に今は入ってます。以前、1期目が終了するときに継続するか否かというような部分で、議会のほうもいろいろお願いといいますか、そういった形を受けられたのじゃないかなと。私のほうにも多くのそういった継続を願うようなお話もいただいたところではございます。

そういった中で、まずは移住・定住というような部分をメインに企画政策課が行うものとして取り組んでいたわけですが、2期目からは、以前からもその考えはありましたけれども、新幹線を活用していただくというような視点も大きく、これは2期目の要綱改正のときに、この分ははっきり明記をさせていただいております。ですので、この2点が大き

な部分かなと思ってます。

先ほどのアンケートなり、進路調査なりという部分、先ほど私が臆測で申し上げましたけれども、これはこれとして、この将来的な移住・定住につながらないから、それでは廃止するのかというようなことになった場合にどう考えるのかという部分もありますので、その調査については、この事業において、その効果を大きく求めていくのはどうなのかなと今率直に考えているところではありますけれども、ちょっと一度こちらのほうでも検証させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

議案質疑の途中ですが、ここで15時30分まで休憩いたします。

午後 3 時19分 休憩

午後 3 時30分 再開

○議長（田中政司君）

それでは、休憩前に引き続き、議事を続けます。

先ほどの森田議員の質問に対して追加の答弁がありますので、これを許可いたします。茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

すみません、先ほどの森田議員からの御質問で、碾茶工場の自己負担分の融資の借主は個人ごとなのか。それとも、株式会社トリニティ、一社となるのかという御質問に対する答弁となります。金融機関の2億円の分と、民間の企業の残りの2億円とも、個人ごとではなくて株式会社トリニティとして、一社が一括して借りるということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、議事を続けます。

事項別明細書の105ページからの2款6目、企画費について順次許可をいたします。

次に、国際交流事業について質疑を行います。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、国際交流事業に関して、1節、報酬、4節、共済費、8節の旅費の国際交流事業、主要な説明書71ページに記載されておりますが、お尋ねします。

令和8年7月までの採用となっておられますけれども、その後の採用計画はどのように考えられているのか、まずそこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

現在の国際交流員は、令和3年度から今の業務に就いてもらっております。今回、国際交流員派遣の期限が切れるために、そのときまでの予算を計上させていただいているところでございます。

それ以降の採用につきましては現在のところは予定しておりません。今後の当市の訪日外国人受入れ状況や、多文化共生社会の進展状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

現在、今後の予定に関しては計画していないということでよろしいですね。分かりました。

そしたら、計画されていない理由をもう一度。それと、「カフェこくさいじん」は事業としては継続していかれるのか、この分の国際交流事業においては、国際交流員の担ってらっしゃった事業がかなり大きいのかなと思いますけれども、「カフェこくさいじん」の今後の状況等はどのように考えられるのか、そこを2点お尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

まず、なぜ採用を継続しないのかということでございますけども、5年間で「カフェこくさいじん」等をしていただきまして、その前は外国人の方いらっしゃらなくて、してはありましたけれども、5年間していただいて、そういったものの流れというか軌道に乗ってきたところがまたありますので、一旦、期限で、5年でもう任期となりますので、絶対ここは代わらないといけない部分ですので、1回区切りをつけて様子を見ていきたいというふうに考えております。

「カフェこくさいじん」につきましても、継続して、ここで終わるということはありませんので、継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

今後の予定としては、設置しないという方向性を決めてらっしゃる中で、カフェこくさいじん等々の事業内容等を見ても、今後の多文化共生社会の確立における一翼を担ってらっ

しゃった状況だとは思いますが、今後さらにこういった国際交流員の増強配置というのは、非常にそういった観点からも重要になってくるだろうと思うところでありますけれども、担当課長、その辺に関しての見解はどのように考えられているのか。同じ内容で市長にもお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

確かに今、多文化共生ということで、外国人の方々がよくいらっしゃるということでありますので、当然、お互いの習慣の共通理解等は非常に大事なものだとは思っております。今来られてる国際交流の方も、辞められてからも日本のほうには継続してお住みになる予定でございますので、そういった方々の助言とか、旅館のほうにも学校があったりしますので、そういった方々と一緒に共生社会を築いていけるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

実際今、活躍していただいている国際交流の方は、いろんな事業とかで嬉野市の国際交流に貢献をしていただいているところに感謝をまず申し上げたいということと、この事業が5年間で、令和8年の7月ということで一旦区切りをするというのは変更ができませんので、ただ、冒頭、担当の課長も申し上げましたとおり、それ以降に関しては検討事項ということで考えていければなというふうに思っております。

国際交流事業ではなくて、別の形でできるのか。貢献していただけるのであれば、別の形で貢献いただければなと思いますが、どういった形でできるのか、そういったところは今後しっかりと検討・協議を重ねていかなければいけないなというふうに思っております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、ふるさと応援寄附金について、川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

それでは、予算書のほうの105ページから108ページまでの企画費のほうでのふるさと応援寄附金に関しての全体的な質問をさせていただきます。

先ほど歳入のほうで共通な質問がたくさん出ていました。それで、執行部側に減額等の理由、①の減額の理由等をお伺いをしようとしていましたけれども、これはこれまでの説明で理解ができましたので、②の、現在、委託企業別、ポータルサイト、そこでの収入の率とい

いますか、委託業者が別にどのくらいの率で事業を行われているのかをお伺いすると、それと、ちょっと歳入のほうでお伺いしなければならなかったんですけど、これまで企業版ふるさと応援寄附金等で、嬉野市のほうにも某会社等が100万円の寄附をされたりとか、これまでしていただいております。歳出のほうで何で言うかという、やっぱり積立金ですね、これまでこの事業を活用して、子どもたち、小中高校までの子どもたちの医療費とか、大きくいろんな分野のほうで、このふるさと応援寄附金のほうを活用して、観光のほうに対しても、今回の8年度の当初予算のほうではかなり優先順位をとということで減額をされていますので、一応今尋ねた分の件についてお伺いをいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現在のポータルサイトごとの比率ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）令和7年度現時点で8つのポータルサイトを行っておりますけれども、募集をいたしておりますけれども、一番大きい比率であるのは、楽天のふるさと納税でございます。これが今現在で46点、47%程度でございます。次に大きいのが、以前から1つのサイトで募集をしてました、さとふる、これが現時点ではかなり率的には落ちておりますけれども、37.3%程度でございます。あと次が、ふるなびが7%、8%、7.5%ぐらいですね。次が、ふるさとチョイスで5.5%程度ということで、あとは幾つか……（「ふるさとチョイスが」と呼ぶ者あり）ふるさとチョイスが5.5%程度、あと4つのサイトで募集をしておりますけれども、その分はもう数%、0.何%というような部分もございます。

3つ目の企業版ふるさと納税の今後の見込みということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）現時点で企業からの寄附を約束されたといいますか、打診をいただいている分は1件ございますけれども、ちょっと確約をされたものではありません。数年行いたいねというような程度で伺っているような状況で、今年度もいただいている事業者でございます。そういった関係で当初予算で歳入計上できるものではございませんが、今後、多くの企業に共感してもらえるような市の各分野事業を打ち出して、その事業のPRをしながら寄附を募る企業版ふるさと納税の仕組みというのは非常に重要なと考えておりますので、こういった部分について、研究等をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

課長分かりました。

先ほどから、やはりPRに関しましては、厳格化っちゃうか適切な、過激なPR活動を余儀なくされているということで、過激にはしなくてよろしいんですけども、今後、やはり嬉野市を知っていただければ、幾らかは増えるんじゃないかと。これは寄附ですから、もうあくまでも人様のお金ですから、それをちょっと懐を当てにしてと言えばおかしいことになりますが、大事な、嬉野市としてはこれまで実績があつて、自主財源としてはいろんな事業に活用して、本当助かってきたすばらしい事業だと思っていますので、今後もやはり停滞しないように、やはり嬉野市を知っていただくというふうなPRの仕方を考えていただいて、要するに、総務省ですか、抵触しないようなやり方でしていただきたいと思います。

要するに今年度、嬉野市も市制20周年ということで、イベント等も行われると思いますし、そして、お茶の全国大会等も当市も絡んでの事業となりますので、その辺を活用して、上手にPRをしていただいて、本市を知っていただくような形を今後取っていただきたいなと思っております。これに関して、課長お伺いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、個人版のふるさと納税に関しては、先ほど議員からもありましたように、規制が厳格化されているという部分で、PRの部分、抑制をされる部分はありますけれども、市のPRというところで行う分については、策を考えながら、イベントのお話もありましたので、そういった部分でいろいろな掲出、出していきたいということで考えます。

また、企業版ふるさと納税につきましては、現時点で歳入で幾らというような計上はできておりませんが、この分については、そういったPRの規制は、返礼品がありませんので、規制がございませんので、市の各分野の事業をアピールしながらの募集という部分は、うちの市の財政にとってもプラスになる部分があるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

企画政策課長分かりました。

企業版のほうは規制がないということですから、その辺はもう表立ってできると思いますので、大手企業等に市を売り込む際、またいろんなまだまだ外のほうから企業誘致として来ていただきたいところや、いろんなところがまだ嬉野市のほうの市には残っていると思いますので、それも二重重ねてPRをしていただいて、それと最後にですけども、8つのポータルサイトのうち4つのほうで頑張っているんですけども、何といたしますか、

パソコンの画面上、スマホ等に嬉野のふるさと納税を出していただいたときに、ポータルサイトのほうで、同じ佐賀県産となった佐賀牛等も嬉野のほうを先に映していただくとか、そういうふうなのはできるのか。そういうふうなシステムに、嬉野を先に出していただくというふうな、そういうふうなことはできないのか、最後聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

各サイトでの掲出の仕方ですけれども、ランキング上位に、寄附を受けて返礼品が多く出てる分については、ランキングのほうで目につく機会が多いかと思います。これについては、嬉野市も数品目、サイトによっては上位にランクしている分もございます。

それと別に、これは費用がかかるんですけども、以前そういったやり方も、各市町そういったやり方をばんばんやっていた時期がありましたけれども、現在は経費率の関係から、内容についてはある程度精査を、今、厳格化の部分で精査されますけれども、ある程度費用をかければ、50%以内のルールに抵触しなければ可能かと思いますが、現状、嬉野市では難しい状況になっているというような状況です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、移住促進関係補助事業について質疑を行います。まず、諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

予算書108ページの移住促進関係補助についてお尋ねをいたします。

新年度予算においては、昨年の予算の半分に半減しているということなんですけれども、骨格予算のための半減なのか。また、それと、移住促進応援金という補助金がありますけれども、メニューが8か9あったと思うんですけども、6に減ってる理由をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本補助事業につきましては、令和7年度末までの時限要綱としていたため、令和8年度からは新しく見直しをするというような予定は以前からしておったような状況でございます。今回の補助メニューの一部削減、メニューの削減につきましては、これまでの実施してきた事業の中での補助金申請のアンケート、また市議会等々からの御意見、また移住者のニーズ等を総合的に判断をしての削減ということです。

先ほど9つから6になったということで、3つメニューとしては削減をしているような状況ですけれども、まず、リモートワーク応援金につきましては、コロナ禍に設定をした、新設したメニューでございますけれども、現在、多様な働き方が浸透してまいりまして、会社

等に所属の分と、フリーランス等で働かれて、そういった働き方をされている方の区別がなかなかちょっとつきづらいという点も1つ削除の理由の1つになっております。

それと、婿ターンと孫ターンについて廃止、削減をしておりますけれども、この分については、ニーズが低かったという部分もありますし、婿ターンにつきましては、婿のみの設定については、不公平感があるんじゃないかというような御意見を意見をいただいておりますので、今回そういったことで削減をしております。女子ターンにつきましては、これもちょっと性別で区分をしたようなメニュー設定ではございましたけれども、この女子ターンについては、平成27年、消滅可能性都市の話が出てきたときから、若い女性の人口、嬉野市非常に少ないというような部分でずっと継続してやってきた事業でもございますので、ここについては、引き続きそういった対応が必要かなと判断をしまして、継続をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

この事業については、他市町にはないような嬉野市独特の補助メニューがあって、非常にもらった方についてはよかったなという声も聞きますけれども、今まで、参考的に、いろんなメニューをひっくるめて、最高額で1世帯当たりどれくらい出したのか。記憶しておれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

先ほど削減メニューにつきましては、10万円というような程度の金額になりますけれども、大きく今回、メニューとしての削減ではないんですけれども、住宅取得応援金というのがございます。この分は、不動産取得をされて、家を取得されて、ある程度嬉野の地に根づいていただくというような部分も往々にしてございますので、この分については、これまではずっとプラス加算の分を、世帯の人数であったりとか、いろいろな項目でプラス加算をやっておりました。この分で私が記憶しているのが、200万程度の補助金を出していた世帯が多かったりとか、誘致企業にお勤めの世帯であったりとか、そういった部分でプラス加算される部分で200万以上の分があったかと思います。今回、この分についても御指摘もいただいておりますので、住宅取得については50万円というのを上限を設けるというような部分を加えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、川内聖二議員。

○11番（川内聖二君）

私も諸井議員と同じような質疑ではございましたけれども、ここから3つ減って、6つの項目になったのかというのをお尋ねしようとしていたところなんですけれども、理解できました。

この事業は、本当よその自治体では見られないような、羨ましがられるような事業と思いますので、今後、課長が先ほど、私の近隣でも開発地なものですから、結構この事業をいただいた方もいらっしゃるし、もらっていない方もいらっしゃるんですよ。そこで、やはり企画だけではなくて、以前もお話をいたしましたと思うんですけど、事後報告では駄目ということだったので、市民課と連携をされて、そして、絶対漏らさんように、補助金もらえなかったとか、そのようなことがないように十分に注意して、移住してこられる方のために補助金を使っていたきたいと思います。よろしくお願いします。答弁ひとつ。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

以前御指摘をいただいた部分については承知をしております。大前提といたしまして、移住を考えておられる方の事前申請というのが、この補助金には絶対条件としておりますので、ここを押さえていただくという部分と、それを含めて、市側のほうも広報していくというようところで考えております。

以上でございます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書109ページからの8目、情報管理費について発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

8目、情報管理費についてお尋ねします。予算書のページは110ページです。12節、委託料、ファイルサーバー構築業務についてお尋ねいたします。

この事業の、すみませんが、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（松尾良孝君）

お答えをいたします。

ファイルサーバー構築業務につきましては、庁舎内における様々な行政データの適切な管理及び共有、これを図るとともに、情報セキュリティの強化と業務効率化の向上を目的といたしまして、庁舎内ネットワークにおけるファイルサーバー環境というものを構築するものでございます。具体的に申し上げますと、現在、税務課のほうで個別に管理をしております市民の個人情報等を扱う基幹系ファイルサーバー、この機器が約5年ほど経過をしております。更新時期というふうになっておりますので、来年度、新庁舎の新しいサーバー室に新設をいたしまして、ほかの情報系のファイルサーバーと一元的に管理を行うということで、安全なファイル共有環境を構築するというための業務ということになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

次に、事項別明細書111ページからの9目、地域振興事業費について発言を許可いたします。太田政信議員。

○1番（太田政信君）

予算書113ページ、9目、地域振興事業費、結婚新生活支援事業についてです。

1つ目が、給与水準が上がっておりますので、交付対象を世帯所得500万円より上げたほうがよいのではないのでしょうか。もし可能であれば、500万円になっている基準を知りたいです。

2つ目が、これから新生活を始める若者に補助額も少なく、対象者が、さっき言った500万円というふうになっているので、限られるのではないのでしょうか。

3つ目、もらうのが若者になってくるので、経済循環のために、ぜひ嬉野で買物して、おいしいものを食べてもらうために、交付金などはうれしかーどなどのポイントの導入はできないのでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、世帯所得500万円の件ですけれども、本事業につきましては、国、これはこども家庭庁ですけれども、ここの地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業となり、国の基準が決まっております。これが500万円未満、この分で事業をやってくださいねというような事業になります。この分に該当したら3分の2を市のほうに受けることができるというような事業で、県内でも全市町がやっているというような事業ではありません。たしか十一、二の市町が実施している事業だったかと思います。

議員御発言のように、ちょっと上限を上げるといったことを行った場合、拡大した場合は、国の補助要件からちょっと外れるというようなこともあって、自主財源での措置の必要がどうしても出てくるということで、現状では、国補助枠を超えた支援はちょっと計画をしていないというような状況でございます。

2点目です。国の交付金を活用しての事業で、結婚を希望する者に対する経済的な支障、ハードルを少しでも下げる目的で実施している事業でございます。全ての結婚された婚姻世帯に扶助する補助というような形ではないので、対象者が限定されるのはしょうがないかなというような形で、この制度についてはそういう形で運用をしているところでございます。

あと、3番目のうれしかど、この分については、地域経済の循環という観点からは非常に実施事業へのそういったポイント付与の活用という部分については有効かなということで考えますけれども、先ほども申し上げましたとおり、国の交付金で、国の基準によって決まっている事業であります。実際、対象となる経費につきましても、住宅取得、リフォームを行った場合。あと、家賃が発生する場合、家賃補助。あと引っ越し、新生活をするための引っ越し費用。こういった経費については限定をされるものでございますので、本事業については、うれしかどでのポイント付与はちょっと向かないのかなというようなことで考えております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

いいですか。

次に、事項別明細書115ページ、13目、コミュニティセンター費について発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、115ページです。13目、コミュニティセンター費について、全体で質問させていただきます。コミュニティセンター運営費です。主な事業の説明書は13ページです。

まず、第1点、施設の修繕はどのような計画で進められているのでしょうか。お尋ねいたします。

2点目に、指定管理で行う施設保全、修繕と、市で行う施設保全の修繕、2つあると思いますが、これはどのような基準で判断をされているのか、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

コミュニティセンター楠風館の修繕についてでございます。基本的に、大規模なものにつきましては、市の中期財政計画をつくるときに年次計画をつくりまして、それにより事業を

実施しているというような状況でございます。

突発的なものもございますので、この分については、年度内予算でできるものについては行くと。あと複数出てくる場合もありますので、その場合は優先順位をつけて実施をしているような状況です。

近年では、3年、令和5年から7年までで空調設備の総入れ替え。あと、現在、7年度、一応8年度できるかなというようなところで、今回、予算計上させてもらってますけど、浴室の水漏れの改修工事、こういったものが大きなものに該当するかと思います。

それと2点目です。指定管理者側と市側で行う施設保全、修繕ですけれども、これは基本協定に定めるリスク分担表というのがございます。これに沿って判断をし、修繕等の対応を実施をしているところでございます。

基本協定の第21条に、修繕については、1件20万円というようなラインがございますので、20万円未満については指定管理者のほうで御負担をいただくと。それ以上については市のほうで予算措置を行うというような状況でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、先ほど御説明ありましたけれども、今、改修されている浴槽の改修スケジュール、これがいつまでにできそうでしょうか。そこを教えてください。

それと、1件20万円未満ということでしたけれども、指定管理者の自主事業なり自主財源なりを使ってやられる修繕が20万円未満ということでもよかったですかね。その理解を、ちょっと説明を、その理解でいいか確認をさせていただきたいと思います。

1件20万円ということで、1件の数え方、ガラス交換は1件ですよ。例えば、ガラス交換が3枚あったら3件ですよということで、その1件の積み上げが、まとめてした場合は、複数工事にまたがった場合は、それも1件とみなして20万円以上にされることもあるのか。そういったパターンもあるのか。3点お尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、浴槽の改修、これは男女それぞれもう経年劣化で水漏れが生じているものでございます。この分については、令和7年度は予備費で対応をしているところですが、全面改修というところまでできませんでしたので、令和8年度にお願いすると、予算計上しているというような状況で、令和8年度になりましたら、議会議決いただきましたら、すぐかか

れるような状況はつくりたいなということで考えております。

それと、20万円については、指定管理者が負担していただく、指定管理費用、委託料内でやっていただく修繕が1件20万未満の分ということです。

また、件数の数え方というか算定の仕方ですけれども、1回に必要な同種の工事を1件、工事、修繕、そういった分を1件と見る。幾つかいろいろな修繕をまとめて行うので20万超えるよという部分については、ここは基本的には該当しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、事項別明細書116ページ、15目、広報広聴費について発言を許可します。諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

予算書116ページ、主要な事業の説明書の17ページでお尋ねをいたします。

嬉野市の認知度、嬉野温泉の認知度を言うときに、関西圏とか関東圏の友達や知り合いに聞いたとき、佐賀県は知らないけれども嬉野温泉は知ってるよと。女性が喜ぶまち嬉野という形でコマーシャルというか、向こうのメディアに出たということで、嬉野温泉についてはよく知っているということをよく聞くわけなんですけれども、今年の予算について見ると、シティプロモーション事業については、ちょっと昔の1,000万円を超える時代からすると風前のともしびになってるわけなんですけれども、これでもってメディアへの出しがなければ、嬉野市の魅力を全国的に、関西圏とか関西圏あたりに知らしめる方法がないと思うんだけど、なぜメディアへの露出を減らしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（松尾良孝君）

お答えをいたします。

マスメディアを通じた情報発信につきましては、令和2年度に30秒PR動画、こちらを作成をいたしまして、テレビCM、インターネット等を通じて発信をしてきたところでございます。ただ、その動画自体が、現在今、使用権限というものがちょっと切れておりまして、新たに動画を作成する必要がございます。

そういうこともございまして、令和8年度につきましては、限られた財源を効果的に活用したいということで、シティプロモーション事業を、市民自らがまち歩きや体験を通じて感じた魅力をSNS等で発信する、いわゆる市民発信型のプロモーションということに、令和8年度につきましては重点を置くための事業を計上させていただいているというところでございます。

ただ、今後におきましては、マスメディア、それからSNSなど、それぞれの媒体の特性を踏まえながら、より効果的かつ効率的な情報発信に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

そこで、市長にちょっとお尋ねをいたしますけれども、やはり関西圏、関東圏からのいいお客さんを呼ぶためには、かなり向こうのほうに宣伝をする。旅行業者と連携をして宣伝をしないと、佐賀県、新幹線も通じてない嬉野市に来てもらうためには、やっぱり知ってもらうことが大事かなと思いますので、そこら辺のシティプロモーション的な露出というかな、観光業との連携等はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

シティプロモーションに関しては、どんどん取り組んでいきたいという思いがございます。先ほどのマスメディアのテレビCMですけども、先ほど課長が申し上げました、年度に限り、対象地域が福岡、長崎、期間も一定期間ということで、これまで関西とか東京とかの大手の、大都市圏のテレビCMというのはありません。やはり金額がもうびっくりするぐらい金額かかると思います。ですので、そういった事例ができれば、予算が潤沢にあれば、東京とか大阪のテレビプロモーションができればそれにこしたことはないと思います。ただ、先ほど、実際予算的な限りがある中で、今後、肉づけ予算になりますけども、効果的な方法として、今SNSでの周知みたいなところが特に効果があると思いますので、そういった対象地域で対象の年代を区切ってとか、そういったところのプロモーションはどんどんやっていきたいと思えますし、それも効果的にということでもありますので、いろんなチャンネルを通じて、今回は市民の皆さんは自発的なプロモーションを努めていただくということでございます。

プロモーションをしないということではなくて、今後、骨格予算で、最低限度の予算計上ということになっていますが、今後、私個人としては、観光大使を、嬉野市にゆかりのある方に担っていただくとか、そういった方法も進めていければなというふうに考えています。

先ほど議員御提案のマスメディアの大手のテレビCMに関しては、予算的な制約があるんじゃないかなというふうなところで私自身は考えております。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

金銭的なもので折り合わなければ、あとは知恵を使うしかないと思いますので、市長の知恵を出してもらって、嬉野市の売り込みをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書116ページからの16目、庁舎等整備費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、よろしくお願いします。116ページ、庁舎整備費でございます。こちらは節ごとにちょっとお願いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、7節、報償費、記念品（新庁舎落成式）、こちらの予算の内容をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えいたします。

記念品の内容につきましては、新庁舎落成式に参列していただく来賓や関係者など120名分、1人当たり2,000円分を計上したものでございます。具体的な品目等につきましては現在検討中でございます。

以上になります。

○議長（田中政司君）

今の水山君の質問は、報償費、旅費、委託料、工事請負費、節ごとにずっと行くということで、そしたら今報償費をしたということ（「報償費をさせていただきました」と呼ぶ者あり）次、旅費ですね。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、続きまして、8節、旅費でございます。

先進地視察の目的と視察先をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

視察の目的につきましては、現在進めている新庁舎建設後の運用面、特に照明・空調など設備面での他自治体など類似施設の運用の実態や整備の効果などを参考とするものでございます。

新庁舎では、環境への影響を配慮して、ZEBの導入を行っているところでございます。

消費量の少ない照明・空調・換気設備を導入し、エネルギーの削減を目指しており、類似施設の運用の実態、整備の効果などを確認する目的としております。視察先につきましては、今現在、合致する自治体等を精査しているところでございます。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

先進地先が精査中ということでしたけれども、先ほどの御説明でいうと、設備・空調の運用を参考にするためということでした。工事の工程表で言うと、そういったところの本体工事が終わった後の別途工事にそこは当たるものだと思うんですけども、まだそういう設備ですとか、空調ですとか、そういったところは決まってないんですか。参考にするというお話だったんですけども、運用面とか。そこはどうなんでしょう、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

設備についての仕様についてはもう現在施工中でありますので決まっております。今後の運営面、特に空調・照明・換気などのエネルギー使用をどのようにデータ化して管理していくかというところの運用面についての確認をする目的で計画しております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

仕様は決まっている、もう工事もされているということでした。エネルギー効率の云々どうこうというのは、ある程度選定をする際に、事業者のほうからこういうふうになりますよとか、建物の設計をした際に、こういうふうな省エネ効果が見込まれますよというのは分かっているんじゃないでしょうか。ZEBを導入するんであれば、そこまでの試算はできてると思うんですけども、それで、あえてその先進地に行って何を確認するんでしょうか。どういうふうに使ってるねというのを見るだけですか。ちょっと目的が、ただただ見に行くだけなのかなというふうに感じたので、もう少し具体的にといいますか、それを見たことでどういうふうに視察の効果があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えいたします。

先ほどのエネルギー消費量の件につきましてですが、実際にZEB Readyは、嬉野庁舎と同様の設備を使っているところに行きまして、細かいところにつきましては、データの使用量などの管理をどうされているのかというところになります。具体的には。それと、設備等の不具合など、どのように改善されて、実際、運用をなされているのかというところの、設計の時点でも確認しておりますけれども、実際、現場に入って、施工を行って、これで大丈夫なのかという最終確認を、類似施設を確認して決定していきたいと思っています。

以上になります。

○議長（田中政司君）

次、委託料。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、12節、委託料でございます。庁舎移転業務5,150万円の什器廃棄業務についてお尋ねします。この廃棄業務ですが、この進め方としては、どのように進められていくのか。廃棄業務についてよろしく願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

既存什器類の廃棄処分、廃棄に該当する什器類の内訳につきましては、昨年、嬉野庁舎、塩田庁舎の既存什器類の調査を行っております。劣化の度合いに応じてABCランク分けをつけております。廃棄に該当する什器類の内訳につきましては、現在、委託しております委託業務の中で、譲渡など再利用できるもの、またできないものを精査していき、処理費用の削減と資源の有効活用に努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

ありがとうございます。資料請求も出していただいてありがとうございました。大変助かっております。

そんな中で、これはそしたら取得価格が10万円を超えるような財産、備品台帳に登録してあると思うんですが、この不用の決定、査定はもう終わっているという理解でよろしかったでしょうか。

それと、頂いた資料によると、ABCのランクごとにあります。Aは大分少ない印象で、

結構BはCと同等数ぐらいの数があるなというふうに見てます。Aは何かというと問題なく使用できるもの、Bはメンテナンスが必要なもの、Cはもう使用が難しいものということでランク分けをされているわけなんですけれども、ここには、安全面を確認して再利用できるものと廃棄するものというふうにもありますが、譲渡会による再利用もということでお示しをいただいております。譲渡会というのは、これは有償譲渡、無償譲渡どちらを考えていらっしゃるでしょうか。その譲渡会をされる場合、あとはどのような周知方法で、誰が対象になるのかお願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

先ほどのランク分けにつきましては、昨年のオフィス業務の中で行っているところでございます。これにつきましては、既存の備品台帳を含め、目視にて確認を行って、今現在ランク分けを行っているところでございます。安全面につきましては、また再度、特にBランクについて、使用できるか、安全面について再度詳しく確認したいと思っております。

譲渡先、譲渡をどういうふうにするのかにつきましては、まだ具体的なところまで決めておりませんが、学校施設とか、図書館、公民館の公共施設等に無償で譲渡を考えているところでございます。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。委託料3回目ね。

○3番（水山洋輔君）

次、3回目ですね。学校施設とか公共施設等への無償譲渡を考えていらっしゃるということで、Bランクはまた再度安全面を確認しなければいけないということでした。そしたら、その作業自体は、この工程表で言いますと、新庁舎引っ越し後に行われるかと思うんですけれども、譲渡等は。作業的には結構業務量多いかなと思うんですけれども、譲渡をいつされるかというのはまず未定ということで、今年度中には譲渡が行われるという認識でいいのか、1点確認したいと思います。

それと、学校施設と公共施設でいうことでしたけれども、何か市民の皆さんにもそういう譲渡会というのは考えてはいらっしゃるという理解でいいかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

譲渡の時期になりますけれども、引っ越しが終わった後に、10月ぐらいに譲渡を計画しております。什器類の精査につきましては、その手前の段階で精査して、譲渡を行っていく予定であります。

譲渡の市民譲渡につきましては、現在未定であります。

以上になります。

○議長（田中政司君）

次、工事請負費です。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

工事請負費をお尋ねします。新庁舎建設8億2,739万8,000円のこの工事進捗の状況及び完成検査の予定、引渡し予定、新庁舎に引っ越し、新庁舎開庁までのスケジュールをお尋ねしますということで資料も頂いておりますが、御説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

新庁舎工事の進捗状況及び完成の時期についてお答えいたします。

新庁舎の進捗状況につきましては、現在、内装工事、設備工事などを実施しており、出来高で今現在で約60%と予定工程どおりの6月末の完成に向けて順調に進んでいるところでございます。

庁舎完成後、7月からは別途工事の業務、LAN工事とか電話、防災無線、機械設備などの工事が入り、完了後に新什器類の設置を行います。その後、引っ越しの作業を、今現在9月の中旬以降に予定しているところでございます。その後、10月に新庁舎開庁に向けた落成式を実施していく予定であります。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

2回目の質問です。頂いた資料の工程表でちょっと質問していきたいと思いますが、本体工事が6月末の完成ですよということです。この中で、まず完成検査、あと是正、手直し等、それとあと研修、引渡し期間というのが、この頂いた資料ではちょっと私分からなかったもので、そこは適切な期間がまずは確保されているのかお尋ねしたいと思います。完成検査、是正、手直し、研修、引渡しがどこの期間に入るのか。

それと、仮に、完成検査において是正、手直しが発生した場合、別途工事や什器設置の工程とか開庁スケジュールの影響というのものもあるのかな、ないのかなというのがちょっと疑問

がありましたので、その影響をどのように想定しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

建設工事につきましては、現在のところ6月末を完成として進めているところでございます。

完了検査の詳細につきましては、設計事務所の検査、現場の検査、土木事務所長の行政検査等がございます。そちらにつきましては、6月半ば以降から6月末の期間内で検査等を行う予定としております。手直し等につきましては、その間で手直しを行うように考えております。その後、発注者の検査を行う予定としております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

3回目ですので、設計事務所、現場、行政、何でしたっけ、ごめんなさい、ちょっと分からなかったんで。3個の検査は6月中旬以降、フロアごとにやられるという理解でいいんですかね。それで6月末までをかけて。市の検査は、6月以降なんでその検査終わってからやるということは、7月中にやられるんでしょうかというのが1点。

その場合、手直しがあつたらその期間でやりますという御説明でしたけれども、別途工事等も7月になると工程に入ってきてますけれども、別途工事との兼ね合い、段取りがぶつかってしまつてうまく進まないとか、調整が要るとか、そういった想定はどこまでされていらっしゃるんでしょうか。しっかりと開庁に間に合うためのスケジュールはもちろんされているとは思いますが、もう少し詳しく御説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

完了検査につきましては、6月半ば以降、末にかけて行う予定としております。

別途工事との調整につきましては、現在、業者が決まっているところと既に調整をかけております。できるだけ手直し等のないように、今、細かく打合せ、工程会議ごとに打合せを行っているところでございます。

発注者の検査になります。発注者の検査につきましては、工事の検査、管理事務所の検査、土木事務所の検査の後に発注者の検査になるわけですが、6月末から7月頭ぐらいに

実施できたらと思っております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書118ページからの17目、塩田庁舎等利活用整備事業について発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

すみません、私ばかりで。

予算書118ページ、17節、塩田庁舎等利活用整備事業につきまして、塩田庁舎等利活用設計業務です。主な事業の説明書は15ページでございます。

まず、1点目ですけれども、実施設計を令和8年度に行う計画ということで、主な事業の説明書にも記載はありますが、実施計画の策定というものはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課参事。

○企画政策課参事（奥山博一君）

お答えします。

実施計画書は、基本設計のことと理解しております。基本設計の進捗状況につきましては、現在、塩田庁舎の現況調査及び計画の内容を改めて精査し、実施に向けた諸条件の再確認を行っているところでございます。

今後は、関係者団体とヒアリングを実施し、現場の声や地域の皆様の意見をしっかりと伺いながら、活用の方法や機能面・運用面など具体的に基本設計に反映していきたいと考えております。実施設計につきましては、現在のところ9月以降に考えております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

私の認識では、基本計画は基本計画で、実施計画は別物だというふうに私は認識してました。

先ほどもおっしゃられたところで言うと、実施に向けた条件の確認ですとか、関係団体とかの声を聞いて反映するというのが実施計画として落とされた上で設計業務に入っていくではなかろうかと私は思ったんですけれども、そこは私の認識の違いということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後 4 時35分 休憩

午後 4 時36分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

2 回目の質疑。水山洋輔議員。

○3 番（水山洋輔君）

そしたら、承知しました。であれば、基本計画から実施設計に移る間にしっかりと、おっしゃられたとおり、利活用の今の基本計画ありきではなくて、実施設計に向けて、反映していただくということで確認できましたので、あとは結構です。ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

これでいいですか。

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

今の御発言で、基本計画ありきではなくてというのが少しちょっと私が引っかかりましたので、基本計画は市議会のほうで策定を、事前に作成をして、その分で承認を得た部分ですので、これは基本にすべきだと考えておりますので、多少のそういった諸室の広さだとか、そういった仕様だとかは今後の設計に生かしていくために、各方面の団体等とも調整をしていくと、これは綿密にやっていく必要があると思いますけれども、ありきではなくてというのが、すみません、ちょっと引っかかりましたので発言させていただきました。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで1 項までについての質疑を終わります。

次に、2 款．総務費、2 項．徴税費から6 項．監査委員費までについての質疑を行います。質疑の通告はありません。これで歳出2 款までの質疑を終わります。

この際、お諮りします。議案質疑の議事の途中ではございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 4 時38分 延会